

平成25年6月7日

千葉県報第12822号 別冊

平成24年度

行政監査結果報告書

千葉県監査委員

目 次

第 1 監査の概要	1
1 行政監査の趣旨	1
2 監査のテーマ	1
3 監査の目的	1
4 監査対象機関	2
5 監査対象年度	2
6 監査実施時期	2
7 監査実施方法	2
8 監査の着眼点	2
第 2 収入未済の状況	3
1 収入未済額（未収金）の推移	3
2 不納欠損の状況	3
3 普通会計の未収金の性質別内訳	4
4 普通会計の未収金の発生年度別の内訳	4
5 未収金に係る債権の分類	5
第 3 監査の結果	6
1 各部局ごとの未収金の状況	6
2 債権の性質別分類	7
3 債権の管理体制	8
4 収納方法	11
5 債権管理事務の状況について	12
6 追加調査からみた債権管理状況	13
7 県としての改善に向けた取組	32
第 4 監査意見	34
1 マニュアル等の整備・充実について	34
2 研修の強化について	34
3 収納方法の拡充について	35
4 現行の法令に定める事務処理の徹底について	35
5 徴収体制の一元化について	37

6 業務委託の検討について	3 8
第5 おわりに	3 9
<別添1>個別債権に係る実地調査の結果	4 0
別表1 監査対象未収金一覧	5 6
別表2 監査対象未収金の性質別分類	5 8

第1 監査の概要

1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、財務事務に限らず、県の一般行政事務について、その適正かつ効率的な運用を確保するため、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施するものである。

2 監査のテーマ

税外未収金の債権管理について

3 監査の目的

平成24年9月に提出した平成23年度会計に係る決算審査意見書では、改善すべき事項として4件（うち2件は公営企業会計）、留意すべき事項として13件について改善等を求めたところである。このうち、改善すべき事項1件、留意すべき事項12件が、収入未済の解消で適正な債権管理を求めたものであり、13件の合計は約23億円であった。この13件のうち、10件は平成19年度会計から、2件は平成20年度会計から、1件は平成21年度会計から改善等を求めており、長期にわたり懸案となっている。また、平成23年度会計に関する定期監査（実施時期：平成23年9月～平成24年8月）では、本庁・出先機関を併せた指摘事項2件、注意事項19件、指導事項34件が県税以外の収入未済に係る債権管理に関するものであった。

県の財政を取り巻く厳しい状況が継続する中で、収入未済（未収金）の解消を図ることは、財源確保の観点から極めて重要であるとともに、きちんと納めている人の公平性の観点からも重大な課題である。県税については総務部税務課で統一的な方針を定め督促や滞納処分が厳しく実施されているが、他の債権については適切に行われていないものがあったということが、上述の監査結果であった。

そこで、未収金に係る債権管理や徴収事務が法令等に基づいて適正に執行され

ているか、詳しく分析・検証し、今後の収入未済の縮減に寄与することを目的に監査を実施することとした。

4 監査対象機関

平成23年度決算において税外未収金が計上されている所属及び総務部行政改革推進課

5 監査対象年度

平成23年度会計とした。ただし、必要に応じ他の年度も対象とした。

6 監査実施時期

平成24年8月～平成25年3月

7 監査実施方法

平成24年8月の決算審査・本庁監査、同年10月以降の出先機関の定期監査に加え、追加調査を実施した。

8 監査の着眼点

次の項目を主な着眼点として、監査を実施した。

- (1) 債権管理体制は適切か。
- (2) 発生した債権を適時に把握しているか。
- (3) 債権に関する納入通知（請求）や延滞時の督促は適正に行われているか。
- (4) 長期延滞債権等について財産調査や滞納処分・強制執行が適切に行われているか。
- (5) 回収不能債権について不納欠損処分が適切に行われているか。
- (6) 滞納防止のための取組がとられているか。

第2 収入未済の状況

1 収入未済額（未収金）の推移

平成23年度の収入未済額の合計は、34億9,320万余円であり、普通会計が26億1,630万余円、公営企業会計が8億7,690万余円となっている。

普通会計の収入未済（未収金）は、5年連続で、25億円を超える状況である。

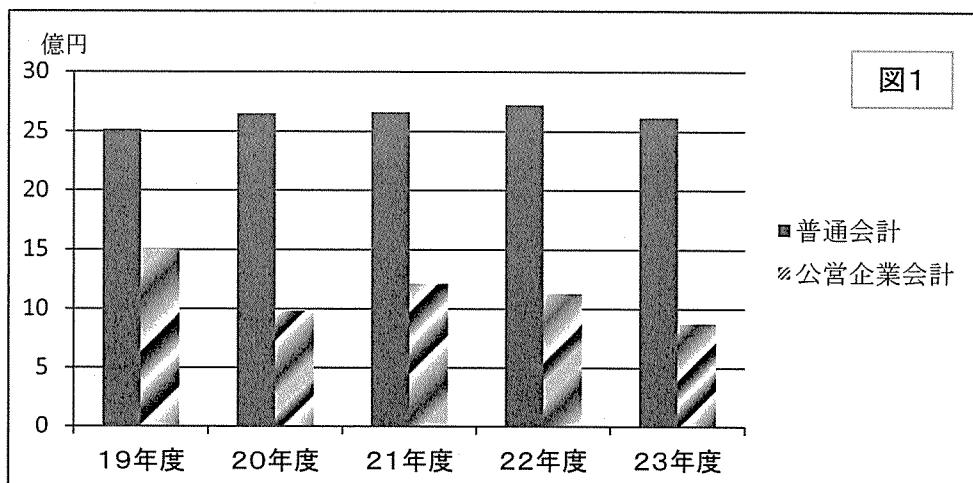


表1 収入未済額（未収金）

(単位：千円)

会計区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
普通会計	2,517,605	2,649,607	2,661,176	2,721,206	2,616,306
公営企業会計	1,507,147	981,778	1,211,675	1,131,909	876,902
合計	4,024,752	3,631,385	3,872,851	3,853,115	3,493,208

2 不納欠損の状況

過去5年間の不納欠損の状況は、表2のとおりで、普通会計では、5年間で4億7千万余円、公営企業会計では、5年間で5億9千万余円を不納欠損処分している。

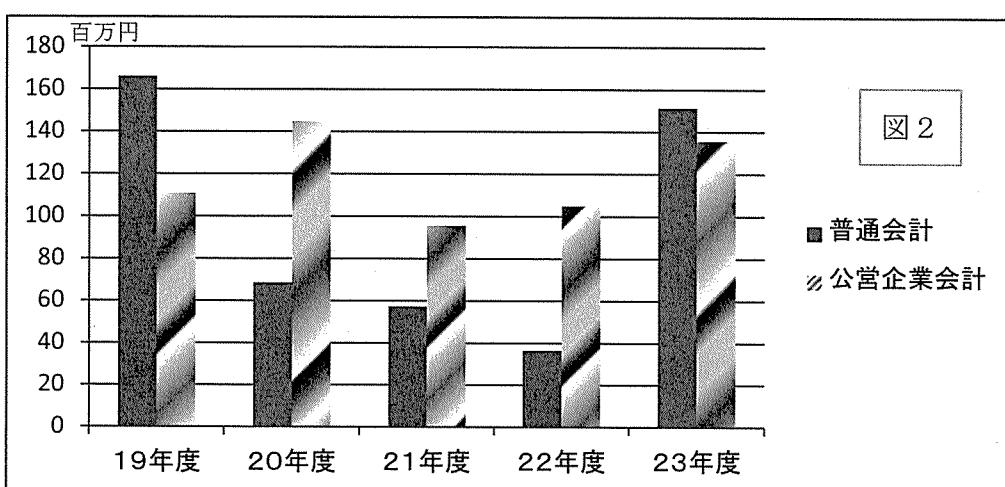


表2 不納欠損額

(単位：千円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度計
普通会計	165,845	68,461	57,181	36,469	151,064	479,020
公営企業会計	110,635	144,759	95,463	104,828	135,502	591,187

3 普通会計の未収金の性質別内訳

普通会計の未収金を性質別にみると、諸収入が約8割を占めて、次いで、使用料及び手数料、負担金の順となっている。

諸収入の主なものは、母子寡婦福祉資金の元利返済金、行政代執行費用の原因者償還金、駐車違反に係る放置違反金等であり、使用料及び手数料の主なものは県営住宅使用料、負担金の主なものは、児童措置費負担金である。

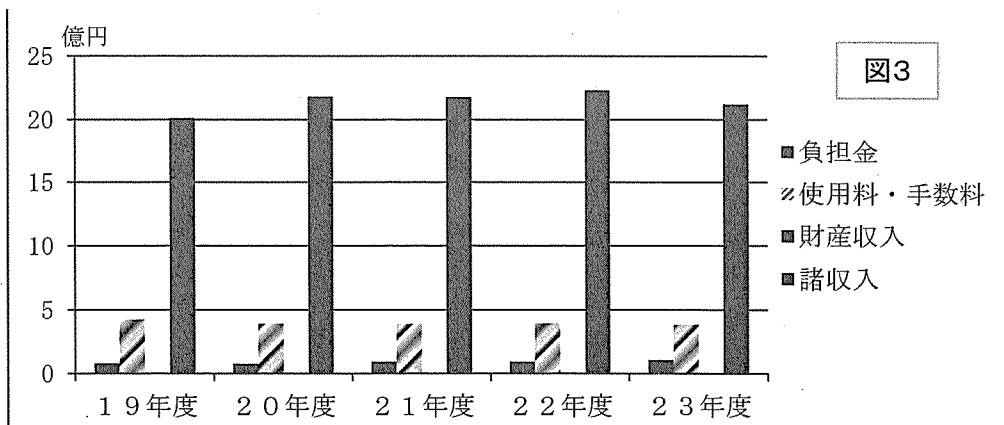


表3 普通会計の未収金の性質別内訳

(単位：千円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
負担金	79,427	76,974	91,415	93,075	107,580
使用料・手数料	427,213	392,501	391,630	396,045	386,811
財産収入	153	9	0	0	5
諸収入	2,010,812	2,180,123	2,178,131	2,232,087	2,121,911
合計	2,517,605	2,649,607	2,661,176	2,721,206	2,616,306

4 普通会計の未収金の発生年度別の内訳

平成23年度末の普通会計未収金26億円を発生年度別にみると、60パーセント以上の16億余円が平成19年度以前に発生したものである。

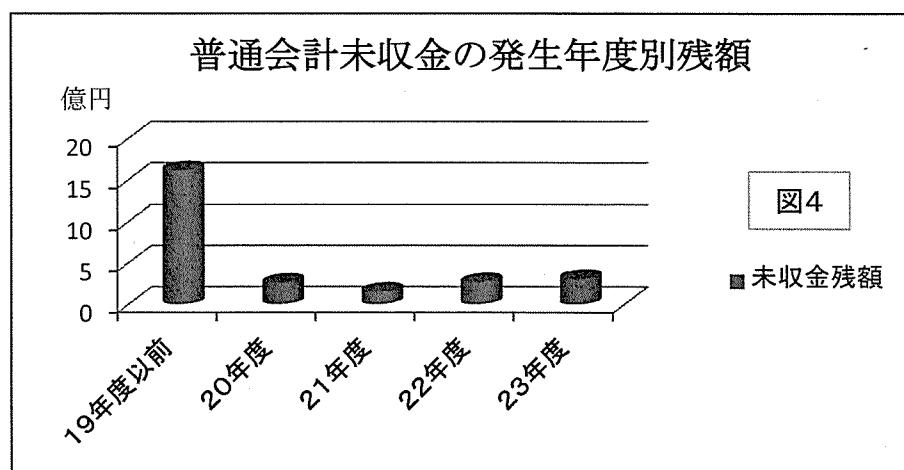


表4 普通会計の未収金の発生年度別内訳

(単位：千円)

発生年度	23年度末計	19年度以前	20年度	21年度	22年度	23年度
未収金残額	2,616,306	1,619,702	262,575	151,675	268,608	313,746

5 未収金に係る債権の分類

地方公共団体の債権は、大きく分けて、使用料、手数料、分担金などの「公法上の債権」（地方自治法第231条の3第1項、以下「公債権」という。）と貸付金や財産収入などの「私法上の債権」（民法等の規定を適用、以下「私債権」という。）に分類される。

また、公債権のうち、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の歳入（法律で地方税の滞納処分の例により処分することができるとされているものに限る。）については、自ら滞納処分（強制徴収）を行えるが、その他の公債権及び私債権については、民事執行手続により強制執行等（強制徴収は不可）を行うこととなる。

それぞれの債権の分類に伴う徴収事務の区分は表5のとおりとなる。

表5 債権の分類に伴う徴収事務の区分

債権の分類	地方公共団体の債権	
	公法上の債権	私法上の債権
督促	法第231条の3第1項	令第171条
延滞金	法第231条の3第2項	不可
違約金	不可	(契約の取り決めによる)
滞納処分 又は 強制執行等	滞納処分ができるもの	民事執行手続によるもの（裁判が必要）
	法及び個別法で定める 使用料その他の歳入	左記以外の使用料 その他の歳入 貸付金、財産収入など
消滅時効	法第231条の3第3項 その他個別法の規定	令第171条の2
	法第236条	民法第167条 商法第522条など

注 表中、「法」は地方自治法、「令」は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)をいう。

第3 監査の結果

1 各部局ごとの未収金の状況

平成23年度末の未収金を部局別にみると、健康福祉部が母子寡婦福祉資金貸付金などで7億9,361万余円（部局別割合22.7%）、環境生活部が不法投棄産業廃棄物撤去代執行経費の原因者等への請求額で7億2,644万余円（同20.8%）、水道局が水道料金収入などで4億7,277万余円（同13.5%）、県土整備部が県営住宅の家賃収入などで4億6,215万余円（同13.2%）、病院局が県立病院の患者自己負担分などで4億298万余円（同11.5%）、警察本部が駐車違反に係る放置違反金などで3億8,274万余円（同11.0%）農林水産部が農業改良資金貸付金などで1億5,628万余円（同4.5%）その他の部局が9,620万余円（同2.8%）となっている。

なお、個別債権ごとの金額は、別表1のとおりである。

今回の監査では、未収金のある全ての所属（36所属104債権）を対象にしているが、職員による実地調査は、平成19年度会計から平成23年度会計に係る決算審査で未収金に関し改善等を求めた部局の中から健康福祉部、環境生活部、県土整備部、教育庁、警察本部、病院局を対象に実施した。

表6 各部局ごとの未収金の状況 (単位：千円、%)

部局	金額	構成比(%)	参考
総務部	1,820	0.1%	
健康福祉部	793,614	22.7%	☆ ○
環境生活部	726,447	20.8%	☆ ○
商工労働部	51,139	1.5%	☆
農林水産部	156,281	4.5%	☆
県土整備部	462,152	13.2%	☆ ○
教育庁	42,105	1.2%	☆ ○
警察本部	382,748	11.0%	☆ ○
水道局	472,777	13.5%	
企業庁	1,141	0.0%	
病院局	402,984	11.5%	☆ ○
計	3,493,208	100.0%	

注1 ☆印は、平成19～23年度会計の決算審査で、収入未済に関して改善等を求めた部局

注2 ○印は、今回の行政監査で実地調査を実施した部局

注3 商工労働部、農林水産部の未収金は、平成24年度の包括外部監査の対象となっていることから実地による調査は行わなかった。

2 債権の性質別分類

未収金 104 債権を性質別に分けると、「公法上の債権で地方税の滞納処分の例により処分できるもの」が、20 債権で 12 億 8,412 万余円、「公法上の債権で民法の規定により強制執行等を行うことができるもの」が、25 債権で 6,830 万余円、「私法上の債権」が、59 債権で、21 億 4,077 万余円となっている。

公法上の債権は消滅時効が 5 年であるが、私法上の債権は消滅時効が 2 年、3 年、5 年、10 年と債権ごとに異なっている（別表 2）。

表 7 債権の性質別分類

（単位：千円）

債権の性質		主な債権名 (債権数(残高 0 を除く))	未収金額
公法上 の債権	地方税の滞納処分の例 により処分することができるもの	行政代執行費用の原因者への費用請求 駐車違反に係る放置違反金 児童措置費扶養義務者負担金 など (20 債権 (※ 19 債権))	1,284,128
	民事執行手続きにより 強制執行等ができるもの	児童扶養手当受給者返納金 生活保護弁償金 など (25 債権)	68,307
私法上 の債権	民事執行手続きにより 強制執行等ができるもの	水道料金 県立病院の患者自己負担 県営住宅使用料(家賃) 母子寡婦福祉資金貸付金 社会福祉施設等整備費補助金等返還金 農業改良資金貸付金 奨学資金貸付金 など (59 債権 (※ 58 債権))	2,140,772
計		104 債権 (※ 102 債権)	3,493,208

注 平成 23 年度途中に未収が解消された 2 債権を除くと 102 債権となる。

(各債権ごとの金額は別表 2 のとおり)

3 債権の管理体制

平成23年度末における県税以外の収入未済の残高があるのは本庁36所属、102債権であり、平成23年度中に残額0となった2債権を加えた104債権（同36所属）の管理体制は以下のとおりであった。

(1) 未収金回収体制

税外未収金104債権について、債権管理を担当している職員の配置状況をみると、金額が大きくかつ債務者の多い県営住宅家賃、駐車違反に係る放置違反金、水道料金については、専任職員が配置されているが、その他の債権では、専任職員は配置されていない。

ほとんどの債権は、他の業務も担当する職員が兼務で未収金債権の回収、管理の業務に携わっており、担当職員の年間業務量のうち債権管理・回収業務に占める割合が10パーセント以下である債権が57パーセントを占めている。

表8 未収金回収に係る業務割合

(単位：件、%)

	正職員		正職員以外	
	債権数	構成比	債権数	構成比
職員1人当たりの業務量が10パーセント以下	60	57.7%	0	0.0%
職員1人当たりの業務量が10パーセントを超え50パーセント以下	37	35.6%	6	5.8%
職員1人当たりの業務量が50パーセントを超え100パーセント未満	5	4.8%	2	1.9%
職員1人当たりの業務量が100パーセント（専任職員配置）	2	1.9%	2	1.9%
合 計	104	100.0%	10	9.6%

注 正職員の専任職員が配置されている債権は県営住宅家賃と放置違反金であり、正職員以外の専任職員が配置されている債権は県営住宅家賃と水道料金である。

(2) 職員研修の実施状況

債権管理事務に従事する職員に対する研修状況をみると、104債権のうち79債権（76%）で研修が行われず、債権管理知識の習得に課題があると思われる。

表9 職員研修の実施状況

(単位：件、%)

		債権数	構成比
実施している	職場内研修を実施するとともに他機関等が主催する研修に職員を参加させている。	2	1.9%
	職場内研修を実施している。	4	3.8%
	他機関等が主催する研修に職員を参加させている。	19	18.3%
い、実施しないで	職場内研修を実施したことがなく、かつ、他機関等が主催する研修に職員を参加させたことがない。	79	76.0%
合 計		104	100.0%

(3) マニュアル等の整備の状況

債権の種類や性質を踏まえた個別マニュアル等の策定状況をみると整備状況は37パーセントであった。債権管理業務以外の業務が主である職員も多いため個別マニュアル策定について知識を持った部署の応援が必要と考えられる。

表10 個別マニュアル等の策定状況

(単位：件、%)

		債権数	構成比
策定している		39	37.5%
策定していない		65	62.5%
合 計		104	100.0%

(4) 債権管理事務の委託状況

債権管理に関する事務について民間事業者へ委託している債権は3債権であった。

表11-1 債権管理事務の委託状況

(単位：件、%)

	債権数	構成比
委託している	3	2.9%
委託していない	101	97.1%
合 計	104	100.0%

表11-2 委託先と委託業務内容

債権名	主務課	委託先	委託内容
日本コンベンションセンター国際展示場の施設使用料及び附帯設備使用料	商工労働部 経済政策課	(株) 幕張メッセ	使用料の徴収及び未収金の催告
県営住宅家賃	県土整備部 都市整備局 住宅課	千葉県住宅供給公社	家賃の徴収及び未収金の催告
		ニッテレ債権回収 (株)	県外転居者及び所在不明者の収納業務
水道料金	水道局管理部 業務振興課	(株) ジェネット 外7社	未納者の催告及び給水停止
		ニッテレ債権回収 (株)	県外転居者の収納業務

4 収納方法

今回の調査対象である104債権について、債務者が債権者である県に対して現金を納入する方法（公金の収納方法）は、表12のとおりであり、ほとんどの債権の納入窓口は千葉銀行の窓口のみであり、身近な郵便局で納入できる債権がないなど収納方法が限られている。

表12 収納方法

(単位：件)

収納方法		できる	できない	備考 (納入できる債権 注1)		
現金（当該事務所窓口での収納）		2	102	延滞していない場合 水道料金(93) 県立病院診療費(103) なお、水道料金は県の水道事務所でなく委託先事業所の窓口である。		
(延滞債権については、職員が集金するか、当該事務所窓口での収納ができ104債権全てで現金収納可)						
金融機関※1	窓口	千葉銀行（注2）	104	0	全て	
		ゆうちょ銀行（郵便局）注3	0	104		
	その他	ゆうちょ銀行以外で県の指定を受けた金融機関	10	94	母子寡婦福祉資金償還金（16～19） 県営住宅家賃(75, 76) 県立学校授業料（80, 81） 奨学資金貸付金返還金(85) 放置違反金(90)	
	口座振替	千葉銀行（注2）	11	93	母子寡婦福祉資金償還金（16～19） 児童措置費負担金(9, 22) 県営住宅家賃(75, 76) 県立学校授業料（80, 81） 奨学資金貸付金返還金(85)	
		ゆうちょ銀行（郵便局）注3	0	104		
	その他	ゆうちょ銀行以外で県の指定を受けた金融機関	9	95	母子寡婦福祉資金償還金（16～19） 県営住宅家賃(75, 76) 県立学校授業料（80, 81） 奨学資金貸付金返還金(85)	
	ATM振込	千葉銀行（注2）	0	104		
		ゆうちょ銀行（郵便局）注3	0	104		
		ゆうちょ銀行以外で県の指定を受けた金融機関	0	104		
インターネットバンキング		0	104			
コンビニエンスストアでの払込		1	103	水道料金(93)		
クレジットカードでの払込		1	103	県立病院診療費(103)		

注1 備考欄には、当該方法で納入できる債権名を記載した。（ ）書きは別表1の整理番号である。

注2 千葉銀行は千葉県の公金の収納及び支払の事務を扱う「指定金融機関」である。

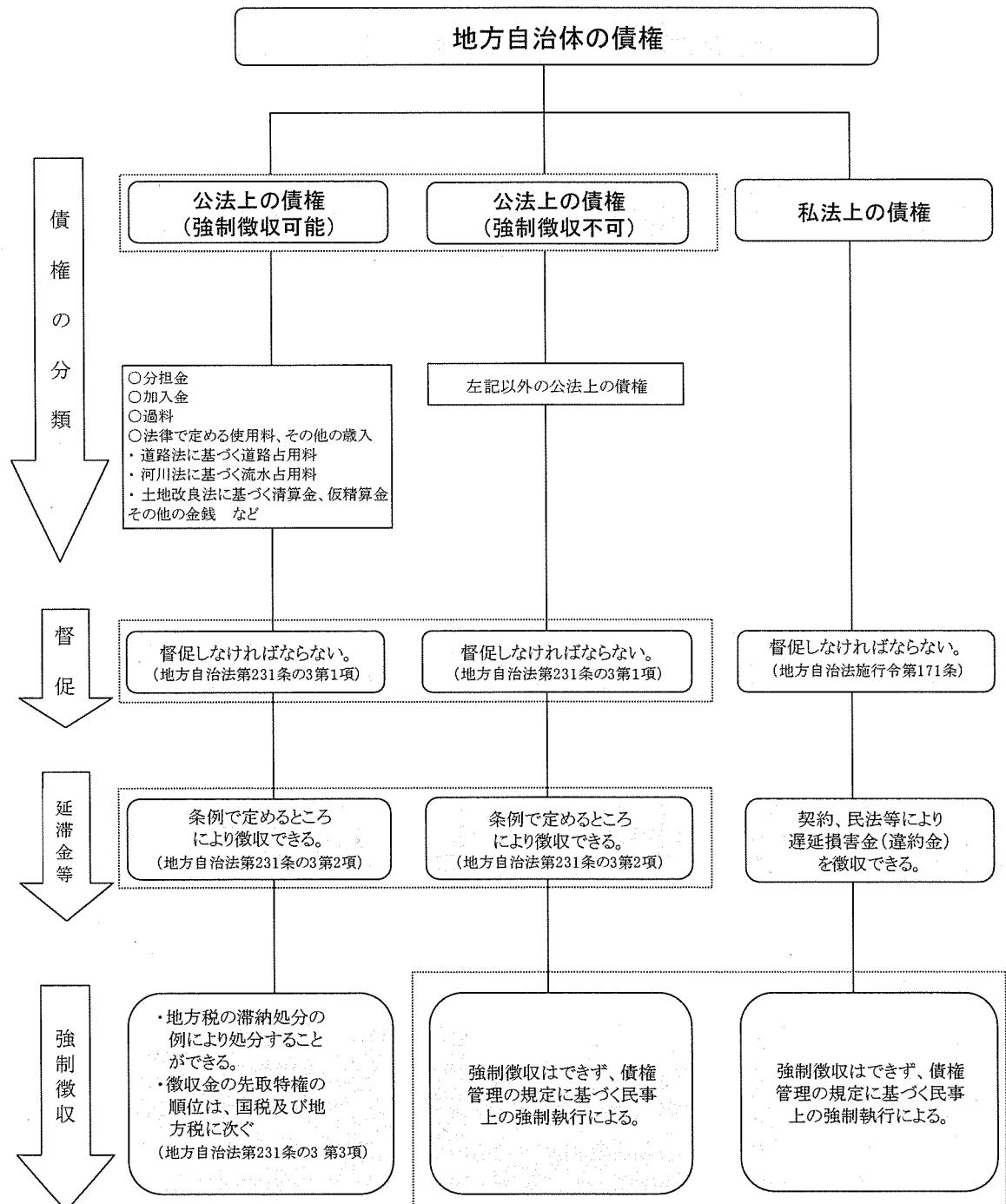
「その他」も千葉県の指定を受けなければ扱うことのできない。

注3 ゆうちょ銀行は、千葉県の指定を受けているが、扱うことのできるものは県税に限られる。

5 債権管理事務の状況について

104 債権は先述したとおりその性質から、「強制徴収できる公債権」、「強制徴収できない公債権」、「私債権」の3つに分類され、債権徴収に係る事務は大きく異なっており、次のフロー図のとおりである。

<債権の分類と、履行期限までに履行されない場合の流れ>



6 追加調査結果からみた債権管理状況

平成23年度に税外未収金のあった36所属に対して調査を行ったところ、その結果は、次のとおりであった。

(1) 債務者ごとの記録の作成状況

債務者の滞納理由、資産、営業の状況などといった状況把握と記録を確実に行なうことは、今後の未収金の処理方針を決める際に重要となる。

債務者ごとに記録の作成を行っているか確認した状況は、表13のとおりとなっており、記録を作成していない債権は7債権であった。

表13 債務者ごとの記録の作成状況 (単位:件、%)

	債権数	構成比
全ての債務者に対し作成している	94	90.4
一部の債務者に対し作成している	3	2.9
作成していない	7	6.7
合計	104	100.0

(2) 督促状の発出状況

督促状の発出状況(債権発生時から平成24年8月31日現在の状況)は、表14のとおりとなっており、全く発していない債権は4債権であった。

表14 督促状の発出状況 (単位:件、%)

	公債権						私債権	合計		
	強制徴収		非強制徴収		小計					
	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比
該当する案件の全てに対し実施している	18	90.0	19	76.0	37	82.2	47	79.7	84	80.8
該当する案件の一部に対し実施している	2	10.0	2	8.0	4	8.9	12	20.3	16	15.4
実施していない	0	0.0	4	16.0	4	8.9	0	0.0	4	3.8
合計	20	100.0	25	100.0	45	100.0	59	100.0	104	100.0

注 督促とは、納期限までに納付しない場合に期限を指定して納付を促すものであり(地方自治法第231条の3第1項、地方自治法施行令第171条)、千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2)第44条等に基づいて督促状を発することとされている。

(3) 延滞金等の徴収状況

104債権のうち、条例や契約等により延滞金等が徴収可能なものが66債権、制度上延滞金等を予定せず徴収できない債権は38債権である。

表15-1 延滞金等の徴収の可否

(単位:件)

	強制徴収 公債権	非強制徴収 公債権	私債権	合計
徴収可	10	14	42	66
徴収不可	10	11	17	38
合計	20	25	59	104

徴収可能な66債権について平成23年度の延滞金等の徴収状況をみると、表15-2のとおりであり、徴収していない債権（未徴収）が34債権と多い状況となっている。（複数回答）

表15-2 延滞金等の徴収状況

(単位:件)

	強制徴収 公債権	非強制徴収 公債権	私債権	合計
徴収	9	6	18	33
減免	0	1	5	6
徴収不能	1	4	1	6
未徴収	4	6	24	34
免責	0	0	0	0
合計	14	17	48	79

注1 表の区分は次のとおりである。

徴 収：延滞金を徴したもの

減 免：条例等の規定に基づき延滞金等の全部又は一部を免除したもの

徴収不能：督促をしなかったことにより延滞金を徴収することができなかつたもの

未徴収：減免、徴収不能に当たらず、延滞金を徴収していないもの

免 責：破産法等の規定により免責としたもの

注2 複数回答であるため、合計は債権の総数66件と一致しない。

(4) 催告の実施状況

未納者に対しては、その納入意思や支払能力などの状況に応じて催告を行い、債権の回収を図る必要がある。

そこで、文書（督促状による督促を除く。）、電話、面談、訪問による催告を行っているがその実施状況（債権発生時から平成24年8月31日現在の状況）は、表16のとおりとなっている。

債務者全員に催告を行っている債権は、77債権、全体の74パーセントに留まっている。

表16 催告の実施状況

(単位:件、%)

	強制徴収公債権		非強制徴収公債権		私債権		合計	
	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比
該当する案件の全てに対し実施している	16	80.0	21	84.0	40	67.8	77	74.0
該当する案件の一部に対し実施している	3	15.0	1	4.0	16	27.1	20	19.3
実施していない	1	5.0	3	12.0	3	5.1	7	6.7
合計	20	100.0	25	100.0	59	100.0	104	100.0

(5) 資力調査の実施状況

債務者の資力調査の実施状況（債権発生時から平成24年8月31日現在の状況）は、表17のとおりとなっている。

資力調査が必要とされる案件のある債権は、104債権のうち66債権であるが、この66債権中22債権は資力調査を行っておらず、6債権も一部の案件のみで、全ての案件について実施しているのは38債権57.6パーセントであった。

表17 資力調査の実施状況

(単位:件、%)

	強制徴収公債権		非強制徴収公債権		私債権		合計	
	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比
該当する案件の全てに対し実施している	9	47.3	7	53.8	22	64.7	38	57.6
該当する案件の一部に対し実施している	4	21.1	0	0.0	2	5.9	6	9.1
実施していない	6	31.6	6	46.2	10	29.4	22	33.3
小計	19	100.0	13	100.0	34	100.0	66	100.0
案件なし	1	—	12	—	25	—	38	—
合計	20	—	25	—	59	—	104	—

(6) 居所不明者調査の実施状況

居所不明者調査の実施状況（債権発生時から平成24年8月31日現在の状況）は、表18のとおりとなっている。

居所不明者調査が必要とされる案件のある債権は、104債権のうち49債権であるが、この49債権中6債権は居所不明者調査を行っておらず、9債権も一部の案件のみで、全ての案件について実施しているのは34債権69.4パーセントであった。

表18 居所不明者調査の実施状況

(単位:件、%)

	強制徴収公債権		非強制徴収公債権		私債権		合計	
	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比
該当する案件の全てに対し実施している	8	57.1	9	90.0	17	68.0	34	69.4
該当する案件の一部に対し実施している	5	35.7	0	0.0	4	16.0	9	18.4
実施していない	1	7.2	1	10.0	4	16.0	6	12.2
小計	14	100.0	10	100.0	25	100.0	49	100.0
案件なし	6	—	15	—	34	—	55	—
合計	20	—	25	—	59	—	104	—

(7) 相続人調査の実施状況

相続人調査の実施状況（債権発生時から平成24年8月31日現在の状況）は、表19のとおりとなっている。

相続人調査が必要とされる案件のある債権は、104債権のうち24債権であるが、この24債権中8債権は相続人調査を行っておらず、1債権も一部の案件のみで、全ての案件について実施しているのは15債権62.5パーセントであった。

表19 相続人調査の実施状況

(単位:件、%)

	強制徴収公債権		非強制徴収公債権		私債権		合計	
	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比
該当する案件の 全てに対し実施 している	4	50.0	3	100.0	8	61.5	15	62.5
該当する案件の 一部に対し実施 している	0	0.0	0	0.0	1	7.7	1	4.2
実施していない	4	50.0	0	0.0	4	30.8	8	33.3
小計	8	100.0	3	100.0	13	100.0	24	100.0
案件なし	12	—	22	—	46	—	80	—
合計	20	—	25	—	59	—	104	—

(8) 滞納処分又は強制執行等の実施状況

督促や催促に応じなかった場合に強制的に債権を回収する手段として、滞納処分又は強制執行等がある。

強制徴収公債権の場合は、地方自治法第231条の3第3項等の規定により一定の要件に該当する場合を除き滞納処分をするとされている。

非強制徴収公債権及び私債権の場合は、地方自治法施行令第171条の2の規定により一定の要件に該当する場合を除き強制執行等の措置をとらなければならぬとされている。

強制執行等の措置は、同じく地方自治法施行令第171条の2により、担保の付されている債権は担保権（抵当権）の実行、保証人の保証がある債権は保証人に対する履行の請求、債務名義のある債権は強制執行の手続、それ以外の債権は訴訟手続による履行の請求によるとされている。

ア 滞納処分（差押え等）の実施状況

滞納処分の実施状況（債権発生時から平成24年8月31日現在の状況）は、表20-1のとおりとなっている。

強制徴収公債権に分類される債権20債権のうち、滞納処分を実施すべき案件のある債権は11債権であるが、該当する全ての案件で滞納処分を実施しているものではなく、一部について実施しているものが2債権（18.2%）、実施していないものが9債権（81.8%）となっている。

表20-1 滞納処分の実施状況 (単位：件、%)

	強制徴収公債権	
	債権数	構成比
該当する案件の全てについて実施している	0	0.0
該当する案件の一部について実施している	2	18.2
実施していない	9	81.8
小計	11	100.0
案件なし	9	—
合計	20	—

イ 担保権（抵当権）実行の実施状況

担保権（抵当権）実行の実施状況（債権発生時から平成24年8月31日現在の状況）は、表20-2のとおりとなっている。

私債権に分類される債権（4債権）で、担保権（抵当権）実行をする案件はあるが実施していない状況であった。

表20-2 担保権（抵当権）実行の実施状況 (単位：件、%)

	私債権	
	債権数	構成比
該当する案件の全てについて実施している	0	0.0
該当する案件の一部について実施している	0	0.0
実施していない	4	100.0
小計	4	100.0
案件なし	55	—
合計	59	—

ウ 保証人履行請求の実施状況

保証人に対する履行請求の実施状況（債権発生時から平成24年8月31日現在の状況）は、表20-3のとおりとなっている。

私債権に分類される59債権のうち、該当する案件がある債権は20債権であるが、該当する案件全てについて実施しているものは4債権（20.0%）のみであった。

表20-3 保証人履行請求の実施状況 (単位：件、%)

	私債権	
	債権数	構成比
該当する案件の全てについて実施している	4	20.0
該当する案件の一部について実施している	7	35.0
実施していない	9	45.0
小計	20	100.0
案件なし	39	—
合計	59	—

エ 支払督促申立ての実施状況

各所属で支払督促申立てをすべき案件があると考えている債権についてその実施状況（債権発生時から平成24年8月31日現在の状況）は、表20-4のとおりとなっている。

(ア) 非強制徴収公債権に分類される債権については、支払督促の申立てを要する案件があるのは6債権であるが、そのうち1債権を除き実施していなかった。

(イ) 私債権に分類される債権については、支払督促の申立てを要する案件があるのは16債権であるが、そのうち12債権は全く実施していなかった。

表20-4 支払督促申立ての実施状況

(単位:件、%)

	非強制徴収公債権		私債権		合計	
	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比
該当する案件の全てについて 実施している	1	16.7	2	12.5	3	13.6
該当する案件の一部について 実施している	0	0.0	2	12.5	2	9.1
実施していない	5	83.3	12	75.0	17	77.3
小計	6	100.0	16	100.0	22	100.0
案件なし	19	—	43	—	62	—
合計	25	—	59	—	84	—

オ 訴訟（給付の訴えの提起）の実施状況

各所属で訴訟（給付の訴えの提起）をすべき案件があると考えている債権についてその実施状況（債権発生時から平成24年8月31日現在の状況）は、表20-5のとおりとなっている。

(ア) 非強制徴収公債権25債権のうち訴訟（給付の訴えの提起）をすべき案件があるのは5債権であるが、いずれも実施していなかった。

(イ) 私債権59債権のうち訴訟（給付の訴えの提起）をすべき案件があるのは15債権であるが、このうち13債権（86.7%）は実施していなかった。

表20-5 訴訟（給付の訴えの提起）の実施状況 (単位:件、%)

	非強制徴収公債権		私債権		合計	
	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比
該当する案件の全てについて実施している	0	0.0	2	13.3	2	10.0
該当する案件の一部について実施している	0	0.0	0	0.0	0	0.0
実施していない	5	100.0	13	86.7	18	90.0
小計	5	100.0	15	100.0	20	100.0
案件なし	20	—	44	—	64	—
合計	25	—	59	—	84	—

カ 強制執行の実施状況

各所属で強制執行をすべき案件があると考えている債権について、その実施状況（債権発生時から平成 24 年 8 月 31 日現在の状況）は、表 20-6 のとおりとなっている。

(ア) 非強制徴収公債権 25 債権のうち強制執行をすべき案件のある債権は 1 債権であり、実施していなかった。

(イ) 私債権 59 債権のうち強制執行をすべき案件のある債権は 8 債権であり、2つの債権で全部又は一部実施していたが、6 債権 (75%) の債権では実施していなかった。

表 20-6 強制執行の実施状況 (単位：件、%)

	非強制徴収公債権		私債権		合計	
	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比
該当する案件の全てについて 実施している	0	0.0	1	12.5	1	11.1
該当する案件の一部について 実施している	0	0.0	1	12.5	1	11.1
実施していない	1	100.0	6	75.0	7	77.8
小計	1	100.0	8	100.0	9	100.0
案件なし	24	—	51	—	75	—
合計	25	—	59	—	84	—

(9) その他の保全措置の状況

ア 履行期限繰上げの実施状況

履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、地方自治法施行令第171条の3の規定により、一定の要件に該当する場合その他特に支障があると認める場合を除き、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならないとされている。

履行期限繰上げの実施状況（債権発生時から平成24年8月31日現在の状況）は、表21-1のとおりとなっている。

各所属で履行期限繰上げを実施すべき案件があると考えている債権は、104債権中8債権であるが、全ての案件について実施しているものではなく、一部の案件について実施しているものが1債権、全く実施していないものが7債権であった。

表21-1 履行期限繰上げの実施状況

(単位:件、%)

	強制徴収公債権		非強制徴収公債権		私債権		合計	
	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比
該当する案件の全てに対し実施している	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
該当する案件の一部に対し実施している	0	0.0	0	0.0	1	16.7	1	12.5
実施していない	1	100.0	1	100.0	5	83.3	7	87.5
小計	1	100.0	1	100.0	6	100.0	8	100.0
案件なし	19	—	24	—	53	—	96	—
合計	20	—	25	—	59	—	104	—

イ 債権申出の実施状況

債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合、債権者として配当要求その他債権の申出をすることができるときは、国税・地方税の滞納処分の例（強制徴収公債権）又は地方自治法施行令第171条の4第1項の規定（非強制徴収公債権及び私債権）により直ちにそのための措置をとらなければならないとされている。

債権申出の実施状況（債権発生時から平成24年8月31日現在の状況）は、表21-2のとおりとなっている。

各所属で債権申出を実施すべき案件があると考えている債権は、104債権中10債権であるが、全ての案件について実施しているものが3債権、全く実施していないものが7債権であった。

表21-2 債権申出の実施状況

(単位：件、%)

	強制徴収公債権		非強制徴収公債権		私債権		合計	
	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比
該当する案件の全てに対し実施している	1	50.0	0	0.0	2	28.6	3	30.0
該当する案件の一部に対し実施している	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
実施していない	1	50.0	1	100.0	5	71.4	7	70.0
小計	2	100.0	1	100.0	7	100.0	10	100.0
案件なし	18	—	24	—	52	—	94	—
合計	20	—	25	—	59	—	104	—

ウ 時効中断措置（一部弁済、債務承認書の徴求）の実施状況

管理する債権が時効により消滅するおそれがあるときは、時効を中断する必要な措置をとる必要がある。

時効中断の措置である一部弁済及び債務承認書の徴求の実施状況（債権発生時から平成 24 年 8 月 31 日現在の状況）は、表 21-3 のとおりとなっている。

各所属で時効中断措置を実施すべき案件があると考えている債権は、104 債権中 49 債権であるが、全ての案件について実施しているものが 18 債権、一部の案件のみ実施しているものが 20 債権、全く実施していないものが 11 債権であった。

表 21-3 時効中断措置の実施状況 (単位:件、%)

	強制徴収公債権		非強制徴収公債権		私債権		合計	
	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比
該当する案件の 全てに対し実施 している	4	26.7	4	66.6	10	35.7	18	36.7
該当する案件の 一部に対し実施 している	8	53.3	1	16.7	11	39.3	20	40.8
実施していない	3	20.0	1	16.7	7	25.0	11	22.5
小計	15	100.0	6	100.0	28	100.0	49	100.0
案件なし	5	—	19	—	31	—	55	—
合計	20	—	25	—	59	—	104	—

(10) 滞納処分の停止又は徴収の停止等の状況

ア 滞納処分の停止の状況

強制徴収公債権については、滞納者について、以下のいずれかに該当する事実があると認めるときは、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 15 条の 7 第 1 項、国税徴収法(昭和 34 年法律第 147 号)第 153 条第 1 項の規定の例により、滞納処分の執行を停止することができる。

- (ア) 滞納処分をすることができる財産がないとき
- (イ) 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮屈させるおそれがあるとき
- (ウ) その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき

滞納処分の停止の状況(債権発生時から平成 24 年 8 月 31 日現在の状況)は、表 22-1 のとおりとなっている。

各所属で滞納処分の停止を実施すべき案件があると考えている債権は、20 債権中 8 債権であるが、全ての案件について実施しているものが 2 債権、一部の案件のみ実施が 2 債権、全く実施していないものが 4 債権であった。

表 22-1 滞納処分の停止の実施状況 (単位:件、%)

	強制徴収公債権	
	債権数	構成比
該当する案件の全てについて実施している	2	25.0
該当する案件の一部について実施している	2	25.0
実施していない	4	50.0
小計	8	100.0
案件なし	12	—
合計	20	—

イ 徴収停止の状況

非強制徴収公債権及び私債権については、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについては、地方自治法施行令第171条の5の規定により、以下のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができるとしている。

- (ア) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込み込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないとき
- (イ) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき
- (ウ) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき

徴収停止の状況（債権発生時から平成24年8月31日現在の状況）は、表22-2のとおりである。

各所属で徴収停止を実施すべき案件があると考えている債権は、84債権中15債権であるが、全ての案件について実施しているものが5債権、一部の案件のみ実施しているものが1債権、全く実施していないものが9債権であった。

表22-2 徴収停止の状況

(単位:件、%)

	非強制徴収公債権		私債権		合計	
	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比
該当する案件の全てに対し実施している	2	66.7	3	25.0	5	33.3
該当する案件の一部に対し実施している	0	0.0	1	8.3	1	6.7
実施していない	1	33.3	8	66.7	9	60.0
小計	3	100.0	12	100.0	15	100.0
案件なし	22	—	47	—	69	—
合計	25	—	59	—	84	—

ウ 履行延期の特約等の実施状況

非強制徴収公債権及び私債権については、地方自治法施行令第171条の6の規定により、下記のいずれかに該当する場合は、履行期限を延長する特約等をするとことができるとされている。

- (ア) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき
- (イ) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき
- (ウ) 債務者について災害、盜難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき
- (エ) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき
- (オ) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付を行った場合において、当該第三者に対する貸付金に対し、(ア)から(ウ)までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき履行延期の特約等の実施状況(債権発生時から平成24年8月31日現在の状況)は、表22-3のとおりである。

各所属で履行延期の特約等を実施すべき案件があると考えている債権は、84債権中10債権であるが、全ての案件について実施しているものが3債権、一部の案件のみ実施しているものが1債権、全く実施していないものが6債権であった。

表22-3 履行延期の特約等の実施状況

(単位：件、%)

	非強制徴収公債権		私債権		合計	
	債権数	構成比	債権数	構成比	債権数	構成比
該当する案件の全てに対し実施している	3	75.0	0	0.0	3	30.0
該当する案件の一部に対し実施している	0	0.0	1	16.7	1	10.0
実施していない	1	25.0	5	83.3	6	60.0
小計	4	100.0	6	100.0	10	100.0
案件なし	21	—	53	—	74	—
合計	25	—	59	—	84	—

エ 免除

非強制徴収公債権及び私債権については、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日）から 10 年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、地方自治法施行令第 171 条の 7 により、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができるとされている。

免除の実施状況（債権発生時から平成 24 年 8 月 31 日現在の状況）は、非強制徴収公債権及び私債権いずれも該当する案件はない。

(11) 不納欠損処分の状況

不納欠損処分は、一定の事由により歳入を収入すべき権利が消滅したときにに行う決算上の取扱いである。

平成23年度における不納欠損の理由別の状況は、表23のとおりとなっている。

全体で、19,395件、286,565千円であるが、消滅時効が完成したものが19,069件(98.3%)、184,877千円(64.5%)と多くを占めている。

表23 不納欠損処分の状況

(単位:件、千円)

不納欠損の理由	強制徴収公債権		非強制徴収公債権		私債権		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
権利の放棄	0		0	0	0	0	0	0
債権の免除	0		0	0	0	0	0	0
時効による消滅	3,244	74,846	624	12,038	15,201	97,993	19,069	184,877
滞納処分停止後3年の経過	0		0	0	0	0	0	0
法人の清算結了	212	54,563	0	0	1	176	213	54,739
破産法等による免責	0	0	0	0	93	3,526	93	3,526
その他	0	0	0	0	20	43,423	20	43,423
合計	3,456	129,409	624	12,038	15,315	145,118	19,395	286,565

注:表の区分は次のとおりである。

- 権利の放棄:地方自治法第96条第1項第10号の規定により債権を放棄したもの
- 債権の免除:諸法令の規定により債務が免除され、又は債権が消滅したもの
- 時効による消滅:時効により債権が消滅したもの
- 滞納処分停止後3年の経過:地方自治法第231条の3第3項の規定により滞納処分の執行停止後3年を経過したことによりその債権が消滅したもの
- 法人の清算結了:法人の清算が結了したことにより当該法人の債務が消滅したもの
- 破産法等による免責:会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項及び破産法(平成16年法律第75号)第253条の規定により債権についてその債務を免責されたもの
- その他:システム上のエラーを修正したもの

7 県としての改善に向けた取組

県では、平成20年1月に千葉県債権管理連絡会議を設置し、収入未済の縮減に向けた取組みを全庁的に推進してきた。

最近では、平成24年1月27日に「税外収入未済額の縮減に向けた債権管理の強化方針」を定め、この強化方針を踏まえ、総務部行政改革推進課長名において「税外収入未済額の縮減に向けた債権管理の強化方針に係る留意事項等について」（平成24年3月21日付け行革第210号）により、各所属に対し取組内容を示したところである。

（1）進行管理の徹底について

債権管理の進行管理を効果的・効率的に行うため、平成24年度から各債権主務課は債権ごとの「年間整理・回収計画」を作成し、四半期ごとに実績を反映した見直しを行っている。

行政改革推進課では、この「年間整理・回収計画」を各所属における進行管理を徹底するための手段の一つとして位置付けており、各所属で作成した「年間整理・回収計画」を報告させ、適宜、状況の確認を行っている。今後、これらによる進行管理の効果について、検証と必要に応じた見直しを行うことである。

また、債務者区分を明確化し、的確に現状把握を行うため、各所属に債務者の履行状況に応じた分類をさせている。

（2）税務当局による支援について

債権管理における知識向上を図るため、各債権主務課に照会の上、税務課主催の研修に参加させている。平成24年度においては、新任研修に5名、滞納処分研修に10名の参加があったところである。

なお、児童家庭課からの要請により、児童相談所職員に対する研修に講師を派遣した事例もある。

また、行政改革推進課が窓口となり、個別に要望があった所属に対し、税務当局による滞納処分等についての指導・助言を行っている。

(3) 債権管理基準等の検討について

「税外収入未済額の縮減に向けた債権管理の強化方針に係る留意事項等について」において、議会に提案する債権放棄の判断基準の一例を示し、各部において実情を踏まえ検討を進めるよう要請したところである。この判断基準の例は、主に長期延滞化している半ば不良債権化した私債権に対応しようとするものである。今後、各部の検討結果を踏まえ、全庁的な判断基準を定めていくこととしている。

なお、他の自治体の中には債権管理条例を制定し債権管理の基準や債権放棄の基準を明確化しているところもあるが、当県では債権管理条例の制定について、現在のところ他の自治体における状況を見極めながら慎重に検討を進めることとしている。

(4) 債権管理体制の現状認識及び今後の課題について

各所属においては、担当職員の知識、経験の不足等により、対応に苦慮している事例が多いことから、今後も研修による知識の習得、税務当局における具体的・実践的な支援が必要と認識している。

なお、平成20年11月に策定した「債権管理適正化の手引」については、各部局の意見を聴きながら必要に応じて改定していくこととしている。

また、サービスーや弁護士等の活用も考えられるが、どこまでの業務を委託していいのか、費用対効果を含め、検討すべき課題は多いとしている。

債権管理の専門組織の設置については、引き続き他県の状況を踏まえながら検討したいとしている。

第4 監査意見

今回は、税外未収金の債権管理について、各所属が適切な債権管理事務を行っているかを主眼に監査した。

県の債権は、強制徴収できる公債権、強制徴収できない公債権、私債権の3類型に区分することができ、これらの性質は、それぞれ滞納があった場合に取るべき手続を異にしており、それぞれの発生や徴収の法的根拠に準じた取扱い、個人情報保護に関する取扱い、滞納に関する徴収手続等について専門的知識を必要とする。

しかし、各所属においては、担当者の専門的知識及び経験の不足、組織としての取組体制の不十分さが見受けられ、法令に定められた措置を十分に行えていない現状にあるといえる。こうした現状を開拓するために、以下に述べる点について検討願いたい。

1 マニュアル等の整備・充実について

債権管理業務をスムーズに進めるには、実務全般を理解し、関係法令を熟知することが重要であることは勿論、債権の類型ごとに全局的に統一された指針により行われることが重要であり、担当者が業務の次のプロセスに進むにあたって戸惑うことのないようなマニュアルの記載内容であることが望ましい。このため、平成20年11月に策定された「債権管理適正化の手引」をより充実させ、債権管理事務の処理や処分の判断基準等に関する統一的取扱いを定める必要がある。

また、各債権の特性に応じた個別マニュアルについても、104債権のうち39債権についてのみ策定されているに過ぎない状況であることから、早急に策定を進め、担当者が変わった場合でも業務の継続性の担保を図る必要があるとともに、既存のマニュアルについても、より実務に即したマニュアルへ改正するなど内容の一層の充実を図る必要がある。

2 研修の強化について

マニュアルの充実とともに重要なのは研修であるが、104債権のうち79債権において研修が行われておらず、かつ他機関が主催する研修にも参加させてい

ない現状は問題がある。税務課主催の研修に各債権主務課の職員を参加させるなど、一定の取組は行われているところであるが、強制徴収できない公債権や私債権については税務職員も専門外であることから、債権の類型に対応し、外部から専門の講師を招いた研修会を開催するなど、研修の充実と関係職員が積極的に参加できる環境づくりが必要である。

なお、行政改革推進課が窓口となり、要望があった所属に対して税務当局による指導・助言が行われているが、税務当局に何をどのように相談して良いか分からぬといったレベルの所属も見受けられるため、せっかくの制度をより活用しやすくするための工夫が必要である。

3 収納方法の拡充について

税外債権の多くは、納入通知書による支払いとなっている。納入通知書による支払いは、取り扱う金融機関や時間が限定されていることから、つい振込みを失念してしまい、未納となる場合がある。

104の債権においては、ゆうちょ銀行での収納ができず、コンビニエンスストアでの収納も水道料金のみの実施となっている。その理由については、対象者数とシステム構築に係るコスト負担とのバランスを判断したことであろう。しかし、収納窓口の拡充のため、ゆうちょ銀行での取扱いや、時間的制約の少ないコンビニエンスストアでの収納の実施は、収納強化策のひとつとして検討の余地があるものと思われる。また、口座振替が利用できる金融機関の拡充を図ることも効果的であると思われる。

以上のことから、収納方法の拡充について、費用対効果を勘案しつつそれぞれの担当部署において検討する必要がある。

4 現行の法令に定める事務処理の徹底について

(1) 債権管理の基本的な取組について

債権管理にあたっては、債務者ごとの記録の作成を行い、滞納理由、資産の状況などの記録を作成することは進行管理に必要であり、債権回収を進める上で不可欠な情報となるものであるが、これらの記録が作成されていない債権がある。

また、督促や催告は、以後の処分や延滞金の徴収の前提となるべきものであるにもかかわらず、全くなされていなかったり、一部にしかなされていない債権がある。こういった不適切な現状は担当者の知識不足・経験不足によるものと考えられるが、組織としての進行管理が不十分であると言わざるを得ず、改めて債権管理体制を見直す必要がある。

(2) 資産調査等について

督促や催告に応じなかった場合は、強制的に債権を回収する手段として滞納処分又は強制執行があるが、その前提となる資産調査等の実施が不十分である。資産調査を全く実施していない債権が3割以上を占めている現状は次の段階に進む上で障害となるため、改善に努める必要がある。

(3) 分納の取扱いについて

徴収上の一手段として分納を認めているが、分納額の決定に際し、滞納者の申出や担当職員個々の判断に左右され、県として統一された考え方により実施されていない現状がある。分納を認めるに当たっては、滞納者の収支の状況、扶養家族の状況、資産状況等を確認し、分納額が滞納者の支払能力に見合うものにする必要がある。特に、滞納額が多額の場合や完納までに長期間にわたる場合には、源泉徴収票、預金通帳といった客観的資料による裏付けを求める必要があるほか、全ての分納者から債務承認書としての納付誓約書を徴取して時効を中断させ、分納が途切れた場合には速やかに履行を求めるなど進行管理を徹底する必要がある。

(4) 滞納処分又は強制執行について

債権の法的性質が強制徴収できる公債権については、滞納処分を行うことになるが、一部を除いて実施されていない。また、強制徴収できない公債権及び私債権では、強制執行その他保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならぬが、担保の処分、保証人に対する履行請求、訴訟手続等による履行請求が十分に行われていない。これら必要な措置を行うべき案件を放置しておくことは、県民負担の公平性及び県政に対する信頼性の確保の観点から適切なものでなく、滞納に対する牽制効果も期待できなくなるため、組織としての進行管理の下、確実に実施する必要がある。

(5) 債権の放棄について

回収の可能性の低い債権に対しては、適切な時期に見極めを行い、適切に債権放棄を行うことも必要である。不良債権の管理に忙殺されることは、新たに生じる滞納に対する早期着手、早期解消を阻害する要因となり、結果として県の未済額の縮減につながることとなるため、組織としての進行管理の下、確実に実施する必要がある。

(6) 以上の取組を実現させるための体制について

(1)～(5)で述べてきた取組の実効性確保のためには、債権管理を担当者個人任せにすることなく、所属として、さらには各部局としてのスキームを構築したうえで、組織として対応し、適切な進行管理に努めることが重要である。また、強制徴収できない公債権や私債権における訴訟提起などの法的措置や債権放棄を行うには議会の議決を要するが、「マニュアルの整備」でも触れたように、債権の類型ごとに全庁的に統一された指針を示し、各担当課が議会へ提案する判断を容易にする必要がある。このためには、県として現在検討している債権管理基準等を早急に取りまとめ、訴訟提起などの法的措置及び債権放棄に係る基準の明確化などについての全庁的な判断基準を早急に示す必要がある。

5 徹収体制の一元化について

現在の債権管理業務の状況は、滞納が生じた初期段階から、財産調査・滞納処分・法的措置を行う段階、時効管理を行う最終の段階まで各担当部署で債権管理を行っている。多くの場合、ごく少数の職員が、多くの件数の債権管理を担当しているため、回収事務が適切に行えていない現状がある。また、債権管理の知識の習得が十分に図られていない上、他の業務も所掌しているケースが多い。数年のサイクルで異動する担当職員が債権管理に関する知識やノウハウの習得に努めながら業務を行うことは容易ではなく、かつ効率的でないことから、十分な回収事務を行うには限界がある。

滞納が生じた初期段階は、各債権の性質を熟知した担当部署が対応するのが効率的であるが、長期に固定化している案件や重複滞納者等の悪質で対応が困難な案件については、一元的に債権管理を行う専門組織の設置も考えられる。

都道府県レベルでは、債権管理の専門部署を設けているところは少ないが（平成24年6月現在で6府県）、適切な人員配置と的確な債権管理を行うことにより、効率的な債権回収が実現できる可能性があるので、業務を集約化した専門組織の設置について検討する必要がある。

6 業務委託の検討について

現在、債権管理に係る事務を一部でも業務委託しているものは、日本コンベンションセンター国際展示場の施設使用料及び付帯設備使用料、県営住宅家賃、水道料金の三つの私債権のみであり、いずれも滞納者への催告、徴収業務である。

債権管理の業務委託については、費用対効果の問題があり、全てを民間に委託すれば良いというものではないが、滞納者の数が一定数以上存在し、ある程度定型化した業務を任せることができれば、個人情報の管理等の課題はあるものの、業務委託に馴染み、債権管理の効率化につながるものと考えられる。

以上のことから業務委託の可能性について検討する必要がある。

第5 おわりに

長引く経済不況にも、ようやく転換の兆しが見えてきたが、少子・高齢化の影響や震災による風評被害等により県民人口が減少に転じるなど、県を取り巻く状況は依然として厳しく、行政が果たすべき役割は大きい。

そのためには、確固たる行財政運営が求められるところであり、税外未収金の債権管理事務については、効率的かつ効果的に行われることが、今後益々重要となってくる。

しかしながら、今回の監査の結果、各関係機関において必ずしも万全な措置が取られていない状況が明らかとなった。内容については本文に記載のとおりであるが、特に、監査意見で述べているように、現行法令の範囲内でできることも十分に行えない現状を開拓するために、担当職員の専門知識の習熟を促し、それが可能となるための体制整備を図ることが最重要となる。

税外未収金の債権を所管する各機関においては、県の財政収入を着実に確保するため、適正な債権管理と確実な未収金の回収について、より一層の努力をするとともに、県全体として今後の税外未収金の債権管理のあり方について十分検討し、滞納額の縮減に努められたい。

<別添1> 個別債権に係る実地調査の結果

本庁監査や出先機関の定期監査で浮き彫りとなった問題に関し実情を把握するため、実地調査を実施した。

実地調査は、強制徴収ができる公債権（A）、強制徴収ができない公債権（B）、私債権（C）のそれぞれ未済額が高額な債権を対象とし、下記機関に対し、実地により行った。

この債権の中から、主なもの6項目について、調査の結果を次ページ以下に記載した。

主務課	債権名	調査対象機関
健康福祉部 児童家庭課	母子寡婦福祉資金元金及び違約金（C） 【債権番号：16, 17, 18, 19, 20】	印旛健康福祉センター
健康福祉部 児童家庭課 障害福祉課	児童措置費負担金（A） 【債権番号：9、22】	中央児童相談所
環境生活部 廃棄物指導課	行政代執行原因者費用請求（A） 【債権番号：29】	環境生活部 廃棄物指導課
県土整備部 都市整備局 住宅課	県営住宅家賃（C） 【債権番号：75】	県土整備部 都市整備局 住宅課
教育庁 企画管理部 財務施設課	奨学金貸付返納（C） 【債権番号：85, 86】	千葉東高等学校
警察本部 総務部 会計課	放置違反金（A） 【債権番号：90】	警察本部 交通部 交通指導課
病院局経営管理課	過年度医業未収金患者自己負担分（C） 【債権番号：103】	精神科医療センター
県土整備部 河川環境課	行政代執行原因者費用請求（A） 【債権番号：63】	県土整備部河川環境課・ 山武土木事務所
健康福祉部 児童家庭課	児童扶養者手当受給者返納金（B） 【債権番号：13】	印旛健康福祉センター
健康福祉部 健康福祉指導課	生活保護費弁償金（B） 【債権番号：7, 8】	印旛健康福祉センター
健康福祉部 高齢者福祉課	社会福祉施設整備費補助費返還（C） 【債権番号：21】	健康福祉部 高齢者福祉課

注 債権番号は、別表1に記載されている債権名の番号である。

1 母子寡婦福祉資金元金及び違約金 【主務課 健康福祉部児童家庭課】

(1) 債権の内容

母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために貸し付けた修学資金、就学支度資金、生活資金等の償還に係る債権。債権管理について元金・利子は児童家庭課が原則所掌しているが、違約金※については各健康福祉センターが所掌している。

※違約金：償還金が納期限までに支払われなかった場合は年 10.75% の違約金が発生する。

(2) 債権の区分 「私債権」

(3) 根拠法令等

母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)

千葉県母子寡婦福祉資金取扱要領

(4) 未収金の状況

ア 年々未収率が増加している。未収金額については、現年度分は減少傾向にあるものの、過年度分は増加しており全体で増加傾向にある。過年度分の徴収の困難さが伺える。

イ 平成 23 年度会計における定期監査の結果 「指摘事項」

「収入未済額について多額であり、前年度と比較して増加していることから、回収措置に万全を期し早期解消に努めること。また、貸付に当たっては当該貸付制度の趣旨を十分説明し、収入未済の発生防止に努めるとともに、違約金においては明確な基準による適正な債権管理を行うこと。」

過去5年間の推移		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
調定額(a)	現年度分	401,349,124	380,551,157	371,375,505	359,485,581	343,656,509
	過年度分	327,299,519	341,467,540	360,640,362	367,602,898	368,954,573
	計	728,648,643	722,018,697	732,015,867	727,088,479	712,611,082
収入済額(b)	現年度分	331,519,322	317,756,874	312,541,074	308,818,046	295,639,988
	過年度分	39,551,814	36,689,757	37,215,795	33,881,460	33,222,218
	計	371,071,136	354,446,631	349,756,869	342,699,506	328,862,206
不納欠損額(c)	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	447,953	340,904	0	0	223,500
	計	447,953	340,904	0	0	223,500
未収金額(d=a-b-c)	現年度分	69,829,802	62,794,283	58,834,431	50,667,535	48,016,521
	過年度分	287,299,752	304,436,879	323,424,567	333,721,438	335,508,855
	計	357,129,554	367,231,162	382,258,998	384,388,973	383,525,376
未収率(e=(c+d)/a)	現年度分	17.4	16.5	15.8	14.1	14.0
	過年度分	87.9	89.3	89.7	90.8	91.0
	計	49.1	50.9	52.2	52.9	53.9

(5) 実地調査対象機関

健康福祉部児童家庭課、印旛健康福祉センター

(6) 実地調査の結果

ア 債権管理体制

- (ア) 印旛健康福祉センターでは地域保健福祉課職員1名で担当している。母子寡婦資金の貸付けから回収までの一連の業務に従事しており、未収金回収に多くの時間を割けない状況にある（業務量全体に債権管理が占める割合25%）。この他に母子自立支援員2名（同46%）、償還協力員1名（同21%）が配置されている。
- (イ) マニュアルとして「千葉県母子寡婦福祉資金事務取扱要領」が定められており、原則当該マニュアルに沿って事務が行われている。
- (ウ) 貸付けから償還まで「母子寡婦福祉資金貸付金システム」により一連の事務が行われている。

イ 未納者への対応

- (ア) 償還にあたっては、口座振替による収納が大部分であるが、引き落としの際に残高不足があると未納が発生するため、引き落としができなかつた者に対しては電話連絡を行っている。しかし、相手方と連絡がつかないケースが多くある。
- (イ) 未収債権となったものについて、基本的に分納による納付を認めているが、分納の基準は明確ではなく、相手方からの申出により分納額を決めている。分納の履行がない者には催告を行っているが、連絡が取れず、償還が滞るケースがある。

ウ 延滞債権回収の取組み

- (ア) 回収が滞った者に対しては、要領に基づき呼出しによる面接指導を行うこととしているが、要領には対象者の基準が明確になっていないため、印旛健康福祉センターでは1年以上償還のない者を対象に面接指導を行っている。
- (イ) 印旛健康福祉センターでは、8月から1月までを滞納整理強化月間として定め、訪問等を行い、不在の場合には不在票を差し置いている。これにより連絡が取れた者については、母子自立支援員が、早朝（朝7時頃）に未納者宅を訪問し、直接面談している。
- (ウ) 債務者ごとの記録の作成、督促は全て行っているが、催告については一部の滞納者について実施している。また、資力調査等は調査不要として行っていない。また、強制執行や支払督促の申立て等の処分についても、該当案件なしということで実施していない。

(7) 問題点・改善点

ア 債権管理の担当者が資金の貸付けから回収まで一手に担っているが、締切りのある他業務に追われ、未収金回収に十分な時間が割けない状況にある。担当者が不在であっても在席している者がスムーズな対応ができるよう情報共有を図り、組織としての取組みを強化する必要がある。

イ マニュアルとして利用されている「千葉県母子寡婦福祉資金事務取扱要領」には、「不納欠損処分」、「違約金の不徴収決定」等の判断基準が示されていないため、各健康福祉センターで扱いが異なるケースが見受けられる。債権回収業務未経験者が配属されても直ちに業務に取り組めるようマニュアルの充実・強化が望まれる。

ウ 元金が児童家庭課、違約金が出先機関と債権管理の業務分担が分かれており、収入調定や請求を行うためにはスムーズな連絡が欠かせない。各健康福祉センターで未収金が多額となっている現状を見ると問題があると思われる。

2 児童措置費負担金

【主務課 健康福祉部児童家庭課・障害福祉課】

(1) 債権の内容

保護者が様々な事情で児童を養育できない場合などに、その措置として当該児童を児童福祉施設等に入所させたときに、扶養義務者からその負担能力に応じて徴収する入所費用に係る債権。債権管理については各児童相談所において行っている。

(2) 債権の区分 「強制徴収できる公債権」

(3) 根拠法令等

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)

(4) 未収金の状況

ア 年々未収率が増加している。未収金額について、児童家庭課は現年度分、過年度分共にともに増加傾向にある。障害福祉課は全体としては減少傾向にあるものの、現年度分は増加している。

イ 平成 23 年度会計における定期監査の結果 「注意事項」

「収入未済額について多額であり、前年度と比較して増加していることから、徴収措置に万全を期し早期解消に努めること。」

児童家庭課

過去5年間の推移		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
調定額(a)	現年度分	20,901,201	26,358,596	31,742,300	30,358,502	35,320,508
	過年度分	26,433,571	28,333,851	33,327,650	41,564,310	50,531,486
	計	47,334,772	54,692,447	65,069,950	71,922,812	85,851,994
収入済額(b)	現年度分	13,424,651	15,923,456	19,030,920	16,742,666	16,716,214
	過年度分	1,546,500	1,666,181	1,373,810	1,252,550	1,855,766
	計	14,971,151	17,589,637	20,404,730	17,995,216	18,571,980
不納欠損額(c)	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	4,029,770	3,765,160	3,159,210	3,396,110	3,880,990
	計	4,029,770	3,765,160	3,159,210	3,396,110	3,880,990
未収金額 (d=a-b-c)	現年度分	7,476,550	10,435,140	12,711,380	13,615,836	18,604,294
	過年度分	20,857,301	22,902,510	28,794,630	36,915,650	44,794,730
	計	28,333,851	33,337,650	41,506,010	50,531,486	63,399,024
未収率 (e=(c+d)/a)	現年度分	35.8	39.6	40.1	44.9	52.7
	過年度分	94.2	94.1	95.9	97.0	96.3
	計	68.4	67.8	68.6	75.0	78.4

障害福祉課

過去5年間の推移		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
調定額(a)	現年度分	11,049,250	13,304,090	15,276,040	16,503,230	23,291,100
	過年度分	51,373,690	39,910,050	34,200,380	31,002,210	27,275,010
	計	62,422,940	53,214,140	49,476,420	47,505,440	50,566,110
収入済額(b)	現年度分	8,675,710	10,087,050	10,154,360	11,707,150	14,351,400
	過年度分	6,493,780	2,551,350	2,007,460	1,957,030	2,093,400
	計	15,169,490	12,638,400	12,161,820	13,664,180	16,444,800
不納欠損額(c)	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	7,343,400	6,385,360	6,254,090	6,566,250	6,921,430
	計	7,343,400	6,385,360	6,254,090	6,566,250	6,921,430
未収金額 (d=a-b-c)	現年度分	2,373,540	3,217,040	5,121,680	4,796,080	8,939,700
	過年度分	37,536,510	30,973,340	25,938,830	22,478,930	18,260,180
	計	39,910,050	34,190,380	31,060,510	27,275,010	27,199,880
未収率 (e=(c+d)/a)	現年度分	21.5	24.2	33.5	29.1	38.4
	過年度分	87.4	93.6	94.1	93.7	92.3
	計	75.7	76.3	75.4	71.2	67.5

(5) 実地調査対象機関

健康福祉部児童家庭課、健康福祉部障害福祉課、中央児童相談所

(6) 実地調査の結果

ア 債権管理体制

(ア) 中央児童相談所では、庶務課職員1名で担当しており、児童措置費負担金の債権管理だけではなく、非常勤職員の服務等も担当している。非常勤職員の服務等が主になり、未収金回収に多くの時間を割けない状況にある（業務量全体に債権管理が占める割合10%）。

(イ) マニュアルとして「児童措置費（民生費）負担金の事務処理について」が定められてはいるが、マニュアルの内容を実践できるだけの体制となっていない。

イ 未納者への対応

(ア) 滞納後の対策については、人手不足、ノウハウ不足ということもあり、特に行つていなかつたが、23年度においては、徴収対策強化月間として、12月と2月に文書催告を行つた。

(イ) 未収金発生防止として、児童福祉司による負担金の趣旨説明、口座振替制度の説明等を行うようマニュアルに規定されているが、現実には、負担金の説明が十分になされず、口座振替制度の周知がうまく図られていない。

ウ 延滞債権回収の取組み

(ア) マニュアルにおいて、児童福祉司との連携を密にするよう定められているが、必ずしも児童福祉司との連携は十分でなく、庶務課において情報収集がうまく図られていない。

(イ) 中央児童相談所では、人手不足により、個々の未済者の財産情報等について調査を行う時間がなく、その結果として、差押え等の滞納処分の実施、滞納処分の停止の実施までには至っていない。

(ウ) 差押えについては、これを実施することで保護者との関係が悪化することになりかねず、親子再統合や信頼関係の構築といった児童相談所の業務の妨げになる可能性があることから慎重な姿勢となっている。

(7) 問題点・改善点

ア 債権管理の担当者が調定から回収まで一手に担っているが、締切りのある他業務に追われ、未収金回収に十分な時間が割けない状況にある。また、マニュアルの規定どおりに児童福祉司との連絡を密にするなどスムーズな対応ができるよう情報共有を図り、組織としての取組を強化する必要がある。

イ 滞納の原因として、納付手段が限られていることも一因にある。コンビニエンスストアでの納付ということも考えられるが、その一方で、口座振替できる金融機関が千葉銀行本・支店に限られていることから、口座振替できる金融機関の拡充を検討する必要がある。

3 行政代執行原因者費用請求 【主務課 環境生活部廃棄物指導課】

(1) 債権の内容

県で実施した行政代執行等に係る費用の原因者等への請求に係る債権。債権管理について環境生活部廃棄物指導課で行っている。

(2) 債権の区分 「強制徴収できる公債権」

(3) 根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

行政代執行法(昭和23年法律第43号)

(4) 未収金の状況

ア 未収率は99%を超える水準で推移している。未収金額については平成20年度をピークに減少傾向にあるものの、時効による不納欠損額の増加によるところが大きい。

イ 平成23年度会計における定期監査の結果 「注意事項」

「収入未済額について多額であり、徴収対策に万全を期し早期解消に努めること。」

過去5年間の推移		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
調定額(a)	現年度分	107,725,200	117,188,400	0	0	0
	過年度分	577,704,264	684,574,314	790,348,192	761,590,792	757,625,690
	計	685,429,464	801,762,714	790,348,192	761,590,792	757,625,690
収入済額(b)	現年度分	680,150	255,000	0	0	0
	過年度分	175,000	6,012,422	7,820,400	3,965,102	1,400,046
	計	855,150	6,267,422	7,820,400	3,965,102	1,400,046
不納欠損額(c)	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	0	5,147,100	20,937,000	0	29,778,903
	計	0	5,147,100	20,937,000	0	29,778,903
未収金額(d=a-b-c)	現年度分	107,045,050	116,933,400	0	0	0
	過年度分	577,529,264	673,414,792	761,590,792	757,625,690	726,446,741
	計	684,574,314	790,348,192	761,590,792	757,625,690	726,446,741
未収率(e=(c+d)/a)	現年度分	99.4	99.8	-	-	-
	過年度分	100.0	99.1	99.0	99.5	99.8
	計	99.9	99.2	99.0	99.5	99.8

(5) 実地調査対象機関 環境生活部廃棄物指導課

(6) 実地調査の結果

ア 債権管理体制

(ア) 環境生活部廃棄物指導課では、監視指導室の4名で担当しているが、各人、行政処分、補助金等の他業務を兼ねており、未収金回収に多くの時間を割けない状況にある(業務量全体に債権管理が占める割合20%)。

(イ) マニュアルは、特に作成しておらず、税務課からの提供資料を参考にしながら業務を行っている。

イ 未納者への対応

(ア) 資力のない者が多いため、分納により徴収することとなるが、その際、滞納者資力の状況、他債権の有無等を勘案し、お互いに相談しながら、分納金額を決め、かつ誓約書を提出させている。

(イ) 納付が滞る場合、財産が判明したものについては、預貯金、固定資産の差押さえを行っている。現在、生命保険等の他の財産の差押さえは行っていない。

(ウ) 連帯債務者の中には生活保護を受けている者もいるため、今後滞納処分の停止を検討している。

ウ 延滞債権回収の取組

(ア) 預貯金、所得調査、固定資産調査等の財産調査は一通り行っており、預貯金調査については、滞納者の前住所近隣の金融機関まで範囲を広げ行っている。住所地、財産情報、親族情報の確認など、あらゆる情報を収集しているところであるが、個人情報保護の観点から市町村からの情報が収集できない場合がある。

(7) 問題点・改善点

ア 個別マニュアルを作成していないので、マニュアルの整備を図る必要がある。

イ 分納の案件に関しては、履行の監視を徹底するとともに、不履行の場合を考慮し、滞納処分に移行できるよう財産調査を行う必要がある。

ウ 預貯金、固定資産以外の財産の差押さえ及び滞納処分の停止を今後進めていく必要があるが、現状では、専門知識の蓄積が不十分なので、税務課の支援を受ける等、一層の専門知識の習得が必要である。

エ 住所調査、財産調査を行うにあたり、個人情報保護を理由に市町村から協力を拒まれるケースがあるが、強制徴収できる公債権であることを説明し、理解させる必要がある。

4 県営住宅家賃 【主務課 県土整備部都市整備局住宅課】

(1) 債権の内容

県営住宅の入居者から徴収する家賃。債権管理については県土整備部都市整備局住宅課で行っている。

(2) 債権の区分 「私債権」

(3) 根拠法令等

公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)

(4) 未収金の状況

ア 未収率はやや増加傾向にある。未収金額については、ほぼ横ばいであるが、不納欠損が毎年度多く発生している。過年度分の未収率はおおむね 7 割を超える水準で推移していることから、早期着手、早期解決が望まれる。

イ 平成 23 年度会計における定期監査の結果 「注意事項」

「収入未済額について多額であり、徴収対策に万全を期し早期解消に努めること。」

過去5年間の推移		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
調定額(a)	現年度分	4,916,268,044	4,950,406,007	4,951,603,693	4,889,605,096	4,736,449,883
	過年度分	417,586,075	370,792,788	355,759,945	362,369,806	365,692,542
	計	5,333,854,119	5,321,198,795	5,307,363,638	5,251,974,902	5,102,142,425
収入済額(b)	現年度分	4,827,582,560	4,859,102,431	4,849,931,490	4,788,716,560	4,638,944,060
	過年度分	119,236,118	97,272,161	91,038,349	93,466,080	96,942,695
	計	4,946,818,678	4,956,374,592	4,940,969,839	4,882,182,640	4,735,886,755
不納欠損額(c)	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	16,242,653	9,064,258	4,023,993	4,099,720	8,511,140
	計	16,242,653	9,064,258	4,023,993	4,099,720	8,511,140
未収金額(d=a-b-c)	現年度分	88,685,484	91,303,576	101,672,203	100,888,536	97,505,823
	過年度分	282,107,304	264,456,369	260,697,603	264,804,006	260,238,707
	計	370,792,788	355,759,945	362,369,806	365,692,542	357,744,530
未収率(e=(c+d)/a)	現年度分	1.8	1.8	2.1	2.1	2.1
	過年度分	71.5	73.8	74.4	74.2	73.5
	計	7.3	6.9	6.9	7.0	7.2

(5) 実地調査対象機関

県土整備部都市整備局住宅課

(6) 実地調査の結果

ア 債権管理体制

(ア) 県土整備部都市整備局住宅課では、県営住宅管理室滞納対策班の 4 名のほか、内勤の嘱託 6 名、外勤の嘱託（徴収員）16 名が債権管理業務に当たっている。

(業務量全体に債権管理が占める割合 100%)。

(イ) マニュアルは、特に作成しておらず、各担当が作成した資料を基に業務を行っている。業務遂行にあたりスムーズに行かないことがある。

イ 未納者への対応

(ア) 未収金発生防止として、入居時の説明会において家賃の支払意識啓発のため、入居者に対し口頭で注意喚起を行っている。

(イ) 民間の債権管理会社への委託により、退去滞納者のうち、県外転居者及び所在不明者の収納業務を、葉書、通信文により行っている。

ウ 延滞債権回収の取組み

(ア) 内勤の嘱託業務は、来庁者の対応、電話応対であり、電話催告は行っていない。外勤の嘱託（徴収員）は地区割りで担当を配置し、回収業務を行っている。

(イ) 生活保護受給者については、代理納付もありうるが、市町村によって対応が異なる。

(7) 問題点・改善点

ア 個別マニュアルを作成していないので、マニュアルの整備を図る必要がある。

イ 民間委託について、県外転居者及び所在不明者に限定せず、退去者全員に対する回収業務について、徴収員のあり方も含め検討する必要がある。

ウ 入居をしているうちに滞納を減らしていくように体制を整える必要がある。

5 奨学金貸付返納

【主務課 教育庁企画管理部財務施設課】

(1) 債権の内容

勉強意欲がありながら経済的理由により修学が困難な人への貸付奨学金の返還に係る債権。債権管理については、各高等学校で行っている。

(2) 債権の区分 「私債権」

(3) 根拠法令等

千葉県奨学資金貸付条例(昭和 40 年千葉県条例第 43 号)

(4) 未収金の状況

ア 未収率は近年増加傾向にある。未収金額も年々大幅に増加しており、現年度分について平成 23 年度は前年度と比較し減少しているものの、過年度分については累増の傾向にある。

イ 平成 23 年度会計における定期監査の結果 「注意事項」

「収入未済額について多額であり、前年度と比較して増加していることから、徴収対策に万全を期し早期解消に努めること。」

過去5年間の推移		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
調定額(a)	現年度分	24,530,733	47,655,299	69,341,349	108,544,605	146,046,437
	過年度分	7,037,040	7,738,650	8,853,388	14,299,084	23,573,401
	計	31,567,773	55,393,949	78,194,737	122,843,689	169,619,838
収入済額(b)	現年度分	22,747,373	44,743,711	62,325,511	95,945,050	134,749,697
	過年度分	1,081,750	1,796,850	1,525,742	3,325,238	5,212,581
	計	23,829,123	46,540,561	63,851,253	99,270,288	139,962,278
不納欠損額(c)	現年度分	0	0	44,400	0	0
	過年度分	0	0	0	0	0
	計	0	0	44,400	0	0
未収金額(d=a-b-c)	現年度分	1,783,360	2,911,588	6,971,438	12,599,555	11,296,740
	過年度分	5,955,290	5,941,800	7,327,646	10,973,846	18,360,820
	計	7,738,650	8,853,388	14,299,084	23,573,401	29,657,560
未収率(e=(c+d)/a)	現年度分	7.3	6.1	10.1	11.6	7.7
	過年度分	84.6	76.8	82.8	76.8	77.9
	計	24.5	16.0	18.3	19.2	17.5

(5) 実地調査対象機関

教育庁企画管理部財務施設課、千葉東高等学校

(6) 実地調査の結果

ア 債権管理体制

(ア) 千葉東高等学校では、事務職員 1 名が担当しているが、奨学金貸付全般、教員の旅費支給の業務も行っており、未収金回収に多くの時間を割けない状況にある（業

務量全体に債権管理が占める割合 10%）。

- (イ) マニュアルとして「千葉県奨学資金貸付金債権回収マニュアル」が定められてはいるが、あまり活用されていない。
- (ウ) 納期限を過ぎて納付した場合、年 14.5% の延滞利息を徴する旨を返還時に文書等で周知を図っている。
- (エ) 返還しやすくするために、平成 23 年度から取扱金融機関を拡充し、新たに口座振替を導入した。

イ 未納者への対応

- (ア) 千葉東高等学校では、未納者に対し、定期的に文書を発送するなど、納付の喚起を促している。
- (イ) 千葉東高等学校での現在の未納案件については、連帯保証人からの分納で対応している。

ウ 延滞債権回収の取組み

- (ア) 住所不明者の住所特定のため、市町村への照会を行っている。
- (イ) 再三の督促等にもかかわらず返還に応じない場合は、連帯保証人への請求や支払督促の提起を行っている。

(7) 問題点・改善点

ア マニュアルを積極的に活用する必要があるが、そのためにはもう少し実務的な内容を加味することが望まれる。

イ 分納が滞ることのないよう、履行の監視を徹底すべきある。また、不履行となつた場合は、文書による催告のみでなく、訪問催告についても検討すべきである。

ウ 滞納の未然防止として口座振替制度を積極的に勧めていくべきである。

6 放置違反金

【主務課 警察本部総務部会計課】

(1) 債権の内容

車両の放置違反について直接の原因者である運転者の責任追及ができない場合に、違反防止に関して運行管理すべき立場にある車両の使用者から徴求する違反金。債権管理については警察本部交通部交通指導課で行っている。

(2) 債権の区分 「強制徴収できる公債権」

(3) 根拠法令等

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)

(4) 未収金の状況

- ア 年々未収率が増加している。未収金額について平成 23 年度は前年度と比較し減少しているが、その主な原因は、放置違反金制度設立後初めて時効による不納欠損が計上されたことが反映されている。
- イ 平成 23 年度会計における定期監査の結果 「注意事項」
「収入未済額について多額であり、徴収対策に万全を期し早期解消に努めること。」

過去5年間の推移		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
調定額(a)	現年度分	1,584,837,000	1,345,459,000	1,238,106,000	1,320,653,000	1,064,473,000
	過年度分	151,028,000	284,806,000	343,754,000	372,430,000	402,356,000
	計	1,735,865,000	1,630,265,000	1,581,860,000	1,693,083,000	1,466,829,000
収入済額(b)	現年度分	1,389,005,000	1,196,551,000	1,116,244,000	1,197,109,000	963,209,000
	過年度分	52,228,000	83,489,000	90,799,000	90,146,000	85,411,000
	計	1,441,233,000	1,280,040,000	1,207,043,000	1,287,255,000	1,048,620,000
不納欠損額(c)	現年度分	0	0	0	0	165,000
	過年度分	0	0	45,000	15,000	35,438,000
	計	0	0	45,000	15,000	35,603,000
未収金額 (d=a-b-c)	現年度分	195,832,000	148,908,000	121,862,000	123,544,000	101,099,000
	過年度分	98,800,000	201,317,000	252,910,000	282,269,000	281,507,000
	計	294,632,000	350,225,000	374,772,000	405,813,000	382,606,000
未収率 (e=(c+d)/a)	現年度分	12.4	11.1	9.8	9.4	9.5
	過年度分	65.4	70.7	73.6	75.8	78.8
	計	17.0	21.5	23.7	24.0	28.5

(5) 実地調査対象機関

警察本部総務部会計課、警察本部交通部交通指導課

(6) 実地調査の結果

ア 債権管理体制

(ア) 警察本部交通指導課では、滞納処分専任の担当 14 名及び嘱託職員 5 名で債権管

理業務に当たっている。(業務量全体に債権管理が占める割合 100%)。

(イ) マニュアルとして「滞納整理の進め方」が定められており、原則当該マニュアルに沿って事務が行われている。

イ 未納者への対応

(ア) 未収金発生防止として、弁明通知書等に制度についての説明文を同封して発送しているほか、封筒についても色を変えるなど工夫を凝らし早期納付を促している。

ウ 延滞債権回収の取組み

(ア) 多重滞納者に対しては、財産調査を行い、財産が判明した者については、預金、給与を差押えしている。

(イ) 多重滞納者に対しては、5月から7月に重点的に催告を行い、訪問や電話等による催告を強化している。

(ウ) 徴収対策として12月から1月に特別徴収班を編成し、専従で土日や夜間も含め訪問督促や電話催告を実施している。

(7) 問題点・改善点

ア 現在、預金、給与の差押えのみであるので、今後は、自動車、動産、保険金等の差押えについても検討する必要がある。

イ 時効による不納欠損が多いことから、案件を精査し、滞納処分の停止ができるものは確実に行い、早期の不納欠損処分を検討する必要がある。

ウ 滞納の原因として、納付手段が限られていることも一因にある。コンビニエンスストアでの納付やゆうちょ銀行での取扱いなど金融機関の拡充を検討する必要がある。

債権総括表

主務課	債権の名称	実地調査対象機関	徴収体制	マニュアル等作成	資産状況把握	滞納整理		不納欠損金額 (23年度・千円)
						催告	延滞金・違約金の徴収の徹底	
健康福祉部 児童家庭課	母子寡婦福祉資金元金及び違約金	印旛健福社センター	地域保健福祉課職員1名	千葉県母子寡婦福祉資金事務取扱要領	行っていない	文書催告 訪問指導 面談指導	徴している	保証人に対する履行請求
健康福祉部 児童家庭課・障害福祉課	児童措置費負担金	中央児童相談所	庶務課職員1名	児童措置費(民生費)負担金の事務処理について	行っていない	文書催告 電話催告	徴収不可	行っていない、 滞納処分
環境生活部 廃棄物指導課	行政代執行原因者費用請求	環境生活部廃棄物指導課	監視指導室職員4名	なし	行っている	文書催告 電話催告 面談指導	未徴収	10,802 29,778
国土整備部 住宅課	県営住宅家賃	国土整備部局	県営住宅管理室職員4名、嘱託22名	なし	行っていない	文書催告 訪問指導	未徴収	強制執行 8,511
教育厅	奨学生資付返納	千葉東高等学校	事務室職員1名	千葉県奨学生資金貸付金債権回収マニュアル	行っていない	文書催告 電話催告 訪問指導	徴している	支払督促 —
企画管理部 財務施設課	放置違反金	警察本部 交通部	交通指導課職員14名、嘱託5名	滞納整理の進捗方	行っている	文書催告 電話催告 訪問指導	徴している	滞納処分 35,603
警察本部 総務部 会計課	過年度医業未収金患者自己負担分	精神科医療センター	医事管理課職員1名	未収金発生防 止・未収金回 収対策マニュ アル	一部行っている	文書催告 電話催告 訪問指導	未徴収	保証人に対する履行請求 83,605
国土整備部 河川環境課	行政代執行原因者費用請求	国土整備部河川環境課	河川環境課職員1名	未収金回収対 策マニュアル	行っている	文書催告 訪問指導	徴収不可	行っていない、 —
健康福祉部 児童家庭課	児童扶養者手当受給者返納金	印旛健福社センター	山武土木事務所職員1名	児童扶養手当 町村事務取り扱いの手続き	行っていない	文書催告 電話催告 訪問指導	徴収不能	行っていない、 11,745

主務課	債権の名称	実地調査対象 機関	徴収体制	マニュアル等 作成	資産状況把握	滞納整理		不納欠損金額 (23年度・千 円)
						催告	延滞金・違約金 の徴収	
健康福祉部 健康福祉指導課	生活保護費弁 償金	印旛健康福祉 センター	地域保健福祉 課職員1名	生活保護費等 に係る適正な債 権管理について	行っている	文書催告 電話催告 訪問指導	徴収不可	支払督促
健康福祉部 高齢者福祉課	社会福祉施設 等施設整備費 補助費返還金	健康福祉部 高齢者福祉課	施設福祉推進 室法人支援班 職員2名	なし	行っている	電話催告 訪問指導	未徴収	行っていない —

別表1 監査対象未収金一覧

主務課	債権名	金額	部局別小計
1 総務部総務課	1 P H S 基地局設置に係る行政財産使用許可に伴う電気料	13,874	
2 総務部管財課	2 物品調達契約解除に係る違約金	1,777,360	
3 総務部総務ワークステーション	3 非常勤職員の社会保険料(被保険者負担分)	28,890	
4 健康福祉部健康福祉指導課	4 原爆被爆者健康管理手当及び健康手当過年度分返還金	202,500	
	5 介護福祉士等修学資金貸付金返納	1,178,000	
	6 介護福祉士等修学資金貸付金延滞利子	64,400	
	7 生活保護費弁償金	7,837,484	
	8 生活保護費過年度分返還金	326,839	
5 健康福祉部児童家庭課	9 児童措置費扶養義務者負担金	63,399,024	
	10 児童福祉施設費扶養義務者負担金	14,147,579	
	11 未熟児養育医療扶養義務者負担金	2,728,897	
	12 結核児童療育医療扶養義務者負担金	104,132	
	13 児童扶養手当受給者返納金	30,837,658	
	14 社会福祉施設整備費補助金返還金	53,538,518	
	15 損害賠償請求事件に係る賠償金	6,556,612	
	16 母子福祉資金元金	316,126,036	
	17 母子福祉資金利子	1,602,233	
	18 寡婦福祉資金元金	15,363,242	
	19 寡婦福祉資金利子	261,224	
	20 母子寡婦福祉資金違約金	50,172,641	
6 健康福祉部高齢者福祉課	21 社会福祉施設等整備費補助金等	169,200,838	
7 健康福祉部障害福祉課	22 児童措置費負担金	27,199,880	
	23 特別障害者手当	1,163,360	
8 健康福祉部医療整備課	24 みずほ寮に係る光熱水費負担料	36,920	
	25 老人保健施設整備事業補助金返還	24,000,000	
	26 保健師等修学資金貸付金返納	7,267,300	
	27 保健師等修学資金貸付金利子	23,681	
	28 理学療法士修学資金貸付金	275,000	
9 環境生活部廃棄物指導課	29 行政代執行費用の原因者等への費用請求	726,446,741	726,446,741
10 商工労働部経済政策課	30 日本コンベンションセンター国際展示場の施設使用料及び附帯設備使用料(光熱水費)	2,290,858	
11 商工労働部経営支援課	31 日本コンベンションセンター国際展示場における行政財産使用許可に伴う光熱	24,570	
	32 小規模企業者等設備導入資金返還金	43,814,718	
	33 小規模企業者等設備導入資金違約金	3,210,000	
12 商工労働部産業振興課	34 東葛テクノプラザ使用料	933,200	
	35 東葛テクノプラザ 機械器具貸付収入	4,050	
	36 東葛テクノプラザ 延滞金収入	30,600	
	37 東葛テクノプラザ 入居企業光熱水費	750,369	
	38 産業支援技術研究所 試験(分析・検査)手数料	79,860	
	39 産業支援技術研究所 機械貸付収入	945	
13 農林水産部団体指導課	40 農業改良資金(貸付金の償還金)	61,079,260	
	41 農業改良資金(違約金)	26,251,334	
	42 就農支援資金(貸付金の償還金)	7,576,000	
	43 林業・木材産業改善資金(貸付金の償還金)	43,760,000	
	44 林業・木材産業改善資金(違約金)	39,164	
14 農林水産部担い手支援課	45 農業大学校授業料	19,500	
	46 農業大学校学生寮使用料	4,000	
	47 農業大学校学生寮 光熱水費本人負担分	13,500	
15 農林水産部安全農業推進課	48 過年度分トレーサビリティシステム導入促進対策事業補助金返還金	16,338,000	
16 農林水産部森林課	49 保安林 土地使用料	496,657	
	50 海岸砂地使用料延滞金	109,800	
	51 海岸砂地拡大使用に係る使用料相当額	255,452	
	52 平成22年度地域森林計画基礎資料作成業務委託の契約解除に係る違約金	0	
17 農林水産部水産局漁港課	53 渔港施設使用料	305,030	
	54 渔港施設使用料に係る延滞金	33,000	
18 県土整備部道路整備課	55 県単道路改良事業契約解除に伴う前払い金返還利息	752,781	
19 県土整備部道路環境課	56 道路占用料	1,241,812	
	57 前払い金返還に係る遅延利息、契約解除に伴う違約金	1,102,429	
20 県土整備部河川整備課	58 住宅市街地基盤整備事業用地買収契約解除返還金	424,831	
	59 緊急・急傾斜地崩壊対策事業違約金の一部返還	374,589	
	60 土砂災害防止事業契約解除に伴う違約金	147,000	

21	県土整備部河川環境課	61	河川敷等の占用や使用に係わる流水占用料	1, 637, 600	462, 151, 866
		62	海岸保全区域（河川局所管）及び一般公共海岸区域（河川局所管）における占用や使用に係わる流水占用料	43, 750	
		63	行政代執行費用（片貝海岸の不法占用していた海の家の撤去）	56, 889, 000	
		64	行政代執行費用（富津市高根地区の急傾斜地崩壊危険区域内）	5, 539, 060	
		65	砂防法第16条による原因者負担金（市原市菅野地先の浦白川）	0	
		66	河川法第67条による原因者負担金（一級河川利根川（水系今上落））	87, 750	
		67	海岸保全区域を不法占用していた海の家業者に対し、不当利得の損害金として占用料	1, 467, 040	
		68	債権譲渡を受けた債権の行使（九十九里地先の海の家の撤去）	5, 534, 800	
		69	河川敷等の占用や使用に係わる流水占用料等に係る延滞金	94, 300	
22	県土整備部港湾課	70	岸壁物揚場の使用料	850, 971	
		71	船橋ポートパーク使用料	765, 250	
		72	船橋ポートパーク使用料延滞金	8, 700	
		73	放置台船緊急移動費用	1, 974, 000	
23	県土整備部都市整備局公園緑地課	74	都市公園使用料	1, 100	
24	県土整備部都市整備局住宅課	75	県営住宅の家賃（使用料）	357, 744, 530	
		76	県営住宅使用料駐車場使用料	19, 215, 500	
		77	離職退去者への居住の場の確保に係る県営住宅一時入居許可	702, 748	
		78	明渡期日経過後の高額所得入居者家賃相当額（損害金）	5, 552, 325	
25	教育庁企画管理部教育総務課	79	過年度給与返納金	154, 727	
26	教育庁企画管理部財務施設課	80	全日制高等学校授業料	452, 900	42, 105, 003
		81	定時制高等学校授業料	24, 155	
		82	教育施設使用料	1, 100	
		83	修学奨励貸付金返納	1, 112, 000	
		84	雜入の収納（請負契約書における違約金）	692, 346	
		85	奨学資金貸付金返納	29, 657, 560	
		86	奨学資金貸付金返還の滞納に係る延滞利息	18, 100	
27	教育庁企画管理部福利課	87	死亡失権による扶助料過誤払金の返還	310, 000	
28	教育庁教育振興部指導課	88	千葉県地域改善対策高等学校等進学奨励費貸付事業	9, 648, 140	
29	教育庁教育振興部学校安全保健課	89	高等学校定時制教育振興奨励費の返納	33, 975	
30	警察本部総務部会計課	90	放置違反金	382, 606, 000	382, 748, 035
		91	工事契約解除に伴う前払金余剰金利息、業務委託契約解除に伴う違約金	139, 839	
		92	運転免許センターに設置のPHS基地局2局に係る電気使用料	2, 196	
31	水道局管理部業務振興課	93	千葉県水道事業（水道料金）	418, 859, 044	
32	水道局技術部給水課	94	給水申込納付金	14, 374, 500	472, 777, 020
		95	受託工事収益	39, 423, 210	
		96	受託工事収益	98, 700	
		97	雜収益（損失水量、量水器失弁償金）	21, 566	
33	企業庁管理・工業用水部工業用水課	98	工業用水道料金に係る延滞金	48, 946	
34	企業庁地域整備部土地分譲課	99	土地造成整事業 京葉港中央A地区暫定下水処理場維持管理費負担金	659, 600	
35	企業庁地域整備部建設課	100	横芝工業団地汚水処理等負担金	151, 495	1, 141, 281
		101	横芝工業団地汚水処理等負担金違延利息	140, 700	
		102	はねわ台団地上下水道負担金	140, 540	
36	病院局経営管理課	103	県立7病院における医業収益のうち、患者自己負担分	400, 922, 020	402, 984, 020
		104	千葉県県立医療施設看護師等修学資金貸付	2, 062, 000	
				3, 493, 207, 955	3, 493, 207, 955

別表2 監査対象未収金の性質別分類

強制徴収できる公債権（20債権）

	債権名	未収金の額	時効
9	児童措置費扶養義務者負担金	63,399,024	5年
10	児童福祉施設費扶養義務者負担金	14,147,579	5年
11	未熟児養育医療扶養義務者負担金	2,728,897	5年
12	結核児童療育医療扶養義務者負担金	104,132	5年
22	児童措置費負担金	27,199,880	5年
29	行政代執行費用の原因者等への費用請求	726,446,741	5年
53	漁港施設使用料	305,030	5年
54	漁港施設使用料に係る延滞金	33,000	5年
56	道路占用料	1,241,812	5年
61	河川敷等の占用や使用に係わる流水占用料	1,637,600	5年
62	海岸保全区域（河川局所管）及び一般公共海岸区域（河川局所管）における占用や使用に係わる使用	43,750	5年
63	行政代執行費用（片貝海岸の不法占用していた海の家の撤去）	56,889,000	5年
64	行政代執行費用（富津市高根地区の急傾斜地崩壊危険区域内）	5,539,060	5年
65	砂防法第16条による原因者負担金（市原市菅野地先の浦白川）	0	5年
66	河川法第67条による原因者負担金（一級河川利根川水系今上落）	87,750	5年
69	河川敷等の占用や使用に係わる流水占用料等に係る延滞金	94,300	5年
70	岸壁物揚場の使用料	850,971	5年
71	船橋ボートパーク使用料	765,250	5年
72	船橋ボートパーク使用料延滞金	8,700	5年
90	放置違反金	382,606,000	5年
	計	1,284,128,476	

注 1 債権については、23年度中に残高0となった。

強制徴収できない公債権（25債権）

	債権名	未収金の額	時効
4	原爆被爆者健康管理手当及び健康手当過年度分返還金	202,500	5年
7	生活保護費弁償金	7,837,484	5年
8	生活保護費過年度分返還金	326,839	5年
13	児童扶養手当受給者返納金	30,837,658	5年
23	特別障害者手当	1,163,360	5年
34	東葛テクノプラザ使用料	933,200	5年
35	東葛テクノプラザ 機械器具貸付收入	4,050	5年
36	東葛テクノプラザ 延滞金収入	30,600	5年
37	東葛テクノプラザ 入居企業光熱水費	750,369	5年
38	産業支援技術研究所 試験（分析・検査）手数料	79,860	5年
39	産業支援技術研究所 機械貸付収入	945	5年
45	農業大学校授業料	19,500	5年
49	保安林 土地使用料	496,657	5年
50	海岸砂地使用料延滞金	109,800	5年
51	海岸砂地拡大使用に係る使用料相当額	255,452	5年
74	都市公園使用料	1,100	5年
79	過年度給与返納金	154,727	5年
80	全日制高等学校授業料	452,900	5年
81	定時制高等学校授業料	24,155	5年
82	教育施設使用料	1,100	5年
87	死亡失権による扶助料過誤払金の返還	310,000	5年
88	千葉県地域改善対策高等学校等進学奨励費貸付事業	9,648,140	5年
94	給水申込納付金	14,374,500	5年
100	横芝工業団地汚水処理等負担金	151,495	5年
101	横芝工業団地汚水処理等負担金遅延利息	140,700	5年
	計	68,307,091	

債権に付された番号は、別表1の債権番号である。

私債権（59債権）

(単位：円)

	債権名	未収金の額	時効
1	PHS基地局設置に係る行政財産使用許可に伴う電気料	13,874	10年
2	物品調達契約解除に係る違約金	1,777,360	10年
3	非常勤職員の社会保険料（被保険者負担分）	28,890	10年
5	介護福祉士等修学資金貸付金返納	1,178,000	5年
6	介護福祉士等修学資金貸付金延滞利子	64,400	5年
14	社会福祉施設整備費補助金返還金	53,538,518	10年
15	損害賠償請求事件に係る賠償金	6,556,612	10年
16	母子福祉資金元金	316,126,036	10年
17	母子福祉資金利子	1,602,233	10年
18	寡婦福祉資金元金	15,363,242	10年
19	寡婦福祉資金利子	261,224	10年
20	母子寡婦福祉資金違約金	50,172,641	10年
21	社会福祉施設等整備費補助金等	169,200,838	10年
24	みずほ寮に係る光熱水費負担料	36,920	2年
25	老人保健施設整備事業補助金返還	24,000,000	10年
26	保健師等修学資金貸付金返納	7,267,300	10年
27	保健師等修学資金貸付金利子	23,681	10年
28	理学療法士修学資金貸付金	275,000	10年
30	日本コンベンションセンター国際展示場の施設使用料及び附帯設備使用料（光熱水費）	2,290,858	10年
31	日本コンベンションセンター国際展示場における行政財産使用許可に伴う光熱水費	24,570	2年
32	小規模企業者等設備導入資金返還金	43,814,718	5年
33	小規模企業者等設備導入資金違約金	3,210,000	5年
40	農業改良資金（貸付金の償還金）	61,079,260	10年
41	農業改良資金（違約金）	26,251,334	10年
42	就農支援資金（貸付金の償還金）	7,576,000	10年
43	林業・木材産業改善資金（貸付金の償還金）	43,760,000	10年
44	林業・木材産業改善資金（違約金）	39,164	10年
46	農業大学校学生寮使用料	4,000	5年
47	農業大学校学生寮 光熱水費本人負担分	13,500	2年
48	過年度分トレーサビリティシステム導入促進対策事業補助金返還金	16,338,000	10年
52	平成22年度地域森林計画基礎資料作成業務委託の契約解除に係る違約金	0	10年
55	県単道路改良事業契約解除に伴う前払い金返還利息	752,781	10年
57	前払い金返還に係る遅延利息、契約解除に伴う違約金	1,102,429	10年
58	住宅市街地基盤整備事業用地買取契約解除返還金	424,831	10年
59	緊急急傾斜地崩壊対策事業違約金の一部返還	374,589	10年
60	土砂災害防止事業契約解除に伴う違約金	147,000	10年
67	海岸保全区域を不法占用していた海の家業者に対し、不当利得の損害金として占用料相当額	1,467,040	10年
68	債権譲渡を受けた債権の行使（九十九里地先の海の家の撤去）	5,534,800	10年
73	放置台船緊急移動費用	1,974,000	10年
75	県営住宅の家賃（使用料）	357,744,530	10年
76	県営住宅使用料駐車場使用料	19,215,500	5年
77	離職退去者への居住の場の確保に係る県営住宅一時入居許可	702,748	5年
78	明渡期日経過後の高額所得入居者家賃相当額（損害金）	5,552,325	5年
83	修学奨励貸付金返納	1,112,000	10年
84	雑入の収納（請負契約書における違約金）	692,346	10年
85	奨学資金貸付金返納	29,657,560	10年
86	奨学資金貸付金返還の滞納に係る延滞利息	18,100	10年
89	高等学校定時制教育振興奨励費の返納	33,975	10年
91	工事契約解除に伴う前払金余剰金利息、業務委託契約解除に伴う違約金	139,839	10年
92	運転免許センターに設置のPHS基地局2局に係る電気使用料	2,196	10年
93	千葉県水道事業（水道料金）	418,859,044	2年
95	受託工事収益	39,423,210	3年
96	受託工事収益	98,700	3年
97	雑収益（損失水量、量水器亡失弁償金）	21,566	3年
98	工業用水道料金に係る延滞金	48,946	2年
99	土地造成整事業 京葉港中央A地区暫定下水処理場維持管理費負担金	659,600	10年
102	はにわ台団地上下水道負担金	140,540	2年
103	県立7病院における医業収益のうち、患者自己負担分	400,922,020	3年
104	千葉県県立医療施設看護師等修学資金貸付	2,062,000	5年
	計	2,140,772,388	

注 1 債権については、23年度中に残高0となった。

債権に付された番号は、別表1の債権番号である。

